

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議事係

総務常任委員会会議録 (1 2 年 3 定)			
日 時	平成 1 2 年 9 月 2 5 日 (月)	開 議	午後 1 時 3 0 分
		散 会	午後 5 時 5 2 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	次木委員長、佐々木 (勝) 副委員長、横田・新谷・見楚谷・ 北野・中畑・佐々木 (政) ・斉藤 (陽) 各委員		
説 明 員	市長、教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、 消防長、監査委員・選挙管理委員会両事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記			

○委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名委員に、横田委員、新谷委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申し出がありますので、これを許可いたします。

「小樽市職員倫理規程について」

○職員課長

それでは、小樽市職員倫理規程についてご説明申し上げます。

この規程は、公務員として市民の疑惑や不信を招く行為の防止や一連の不祥事の再発防止を図るため制定するものであります。

内容といたしましては、国や道、札幌市の倫理規程も参考にしており、第1条、第2条においては公務員としての基本的な心構えや法令や服務上の義務の遵守について規定をし、第3条では管理監督者である係長職以上の職にある者には、所属職員の指導監督に細心の注意を払うことや職員相互の注意の喚起を定め、また、第7条では、服務管理者である課長職には、所属職員の責任感の醸成や不正行為、違法行為防止のために内部牽制体制の確立とその見直しを図ることを定めております。そのほかに、第8条では利害関係者を定め、第9条では、それらの利害関係者の禁止行為も定めております。

なお、この規程のほかに行動の判断基準となるマニュアルなどを作成の上、全職員に配付し周知してまいりたいと考えております。

○委員長

「行政改革実施計画の平成11年度実施状況について」

○総務部宮腰主幹

小樽市新行政改革実施計画の平成11年度実施状況についてご報告いたします。

平成11年度中に実施いたしました小樽市新行政改革実施計画の項目のうち、主なものといたしましては、1、事務事業の見直しでは、市立小樽第二病院の診療報酬事務の民間委託、市民センターのボイラー業務の民間委託、市立小樽第二病院の看護婦寄宿舍の廃止、保健所の検診業務に伴う検体検査の市立小樽病院への委託などを行い、2、時代に即応した組織機構の見直しでは介護保険制度導入のための体制強化を行い、7、公正の確保と透明性の向上では事務事業の評価システムについての検討を行い、8、経費の節減合理化と財政の健全化では独身寮の廃止などを行い、11、広域行政の推進ではごみの広域処理の検討を行いました。

これらの結果、新行政改革実施計画の実施項目を78としますと、平成11年度までに実施済みまたは一部実施済みとなったものは57項目となり、項目数での実施率は73.1%となりました。また、財政効果額は平成9年度から平成11年度までの累計で約39億6,000万円となり、目標達成率は約75%となりました。

○委員長

「室内プール改修に伴う閉館について」

○社会教育部長

室内水泳プールは築後23年を経過していることから、平成11年度、プール水槽及び配管腐食度調査を実施し、その診断結果、平成12年度から3カ年計画で施設の整備を図ることとしており、今年度は、配管及び排水管などの改修工事を実施いたしますが、この工事期間、10月1日から11月20日までの59日間プールを閉館いたします。工事の進捗状況によりまして閉館期間は若干変更になることもありますが、今のところ11月21日に開館を予定しております。できるだけ早く利用者の便が図られるよう努めてまいりたいと思っております。

なお、利用者への周知につきましては、これまでプールが発行するプールだより、プールの入り口への掲示、市

広報お知らせ版に掲示し周知を図っておりますが、今後、各報道機関に依頼することにより、より周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

○委員長

次に、本定例会に付託された案件について、順次説明を願います。

「議案第27号及び第28号」

○職員課長

それでは、議案第27号「小樽市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」についてご説明申し上げます。

この条例案は、従来、職員の年次有給休暇の付与単位が1日または半日を単位としておりましたが、このたび1時間単位でも付与できるよう変更するものであります。

続きまして、議案第28号でございますけれども、「小樽市旅費条例の一部を改正する条例案」について説明申し上げます。

この条例案は、行革の中でも検討されておりました道内の日帰り旅行における日当の額を改定するものであり、従来100キロメートル以上の距離に係る道内日帰り旅行の日当を1日当としていたものを2分の1に変更するものであります。

○委員長

「陳情第41号について」

○学務課長

陳情第41号「松ケ枝中学校通学路整備による安全確保方等について」ご説明申し上げます。

陳情の趣旨は、市道松ケ枝山手線工業高校体育館より松ケ枝中学校校門に至る全長約300メートルの通学路について、冬期間の安全確保のための点検、ロードヒーティング等の安全対策もしくは迂回路の新設を求めているものであります。

本案につきましては、傾斜もきつく、冬期間車がスリップしやすいことから、土木部にも要請し、除雪対策、滑りどめの砂まき等の手だてをとっておりますが、今後さらに安全確保の方策について検討していきたいと考えております。

○委員長

これより質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、民主党市民連合、公明党、自民党の順といたします。

○新谷委員

国旗国歌について

初めに、日の丸・君が代、国旗国歌についてお尋ねします。

予算委員会で自民党の質問に対して教育長は、「教育課程実施に当たり、監督は校長で、指導しないで放置すると校長を処分する」ということで、目に余ることがあれば道教委に内申せざるを得ないという答弁をしていらっしゃいましたけれども、「目に余る」というのはどういうことなのでしょうか。お答え願います。

○指導室長

ご指摘のように、予算特別委員会で教育長の方から、各学校における教育課程においては、学習指導要領に基づいて校長が編成するということになっておりますので、教育委員会としましては、学習指導要領に基づいて適切な教育課程が実施されるよう指導・助言を行っています。目に余るような場合があればということですが、その具体的なことについてはどういうところをもって判断するのかは実態を調べて教育委員会に諮ることが必要であ

るということでお答え申し上げておりますので、ご理解いただければと思います。

○新谷委員

教育課程というのは、音楽の時間に指導するものとするということですね。

○指導室長

教育課程におきましては、教科の指導にかかわりましては社会科の指導並びに音楽の指導、2つの教科でそれぞれ指導することになっております。

○新谷委員

それでは、君が代の意味はどういうふうに子供に教えるんですか。

○指導室長

国歌「君が代」の意味についてのお尋ねですけれども、これにつきましては、学習指導要領の解説の社会科編並びに音楽編におきまして、国歌「君が代」は日本国憲法のもとにおいては、日本国民の総意に基づき天皇を日本国及び日本国民統合の象徴とする我が国の末永い繁栄と平和を祈念した歌であるとされておりますので、このように指導いたします。

○新谷委員

そのこと自体が憲法に違反している内容だと思うんですけれども、いずれにしましても、憲法を前提としたことだと思うんですけれども、19条では思想及び良心の自由が保障されています。道教委に内申するということは憲法第19条をないがしろにするものではないですか。

○指導室長

思想信条の自由に反することでないかということだと思いますけれども、国会の国旗及び国歌に関する法案の審議の中でも、これは憲法及び学習指導要領に基づいた内容を指導するものということで、反するものでないという答弁がなされておりますので、私としてもそういうふうに理解しています。

○新谷委員

広島では高校の校長先生が自殺をしてしまったと、こういう痛ましい事件が起きたわけですがけれども、内申するということは、結局、音楽の教師や社会科の教師あるいは校長を追い詰めることになるのではないかなというふうに思うんですよね。職務命令で処分するという法的な根拠というのはどこにあるんですか。

○指導室長

教育課程につきましては、学校教育法施行規則、小学校にかかわってですけれども、ここで、教育課程の基準については文部大臣が公示する小学校学習指導要領によるものとする定められておりますし、学習指導要領の総則の第1教育課程編成の一般方針の1に、各学校においては、法律及びこの章の示すところに従い、児童の人間としての調和のとれた育成を目指し、地域、学校の実態及び児童の心身の発達段階の特性を十分考慮して適切な教育課程を編成するものとするというふうに定められておりますので、各学校におきましては、これに基づきまして指導することが必要であると考えております。

○新谷委員

昨年、国旗国歌法制化を言い出した政府自身も、野中元官房長官は、基本的には思想と良心など憲法との関係も十分踏まえて対処しなくてはいけないというふうに述べています。

日の丸・君が代が国旗国歌として法制化されたとはいえ、依然として国論を二分する意見が存在しているわけです。ですから、憲法第19条を認めて、押しつけはすべきではないと思うんです。また、そういう内申ということは本当に十分注意をしてやらなくてはならないと思うんですけれども、19条との関係でもう1回ご答弁をお願いいたします。

○指導室長

教育基本法にかかわることだと思えますけれども、この指導につきましては、日本国憲法の精神にのっとり、教育の目的を明示しまして、新しい日本の教育の基本を確立するため制定するとありますので、この精神に基づいて、人格の完成を目指して指導するというので考えておりますので、思想信条の自由に反する内容ではないと理解しております。

○新谷委員

今、非常に矛盾のある答えだったと思うんですけれども、今言いましたとおり、憲法第19条思想と良心の自由が認められておりますし、子供の権利条約でも当然認めていますね。こういうものを超えるものがあるってはないと思うんですけれども、いかがですか。

○学校教育部長

子供の関係でお話いたしますと、法制化になりまして、これは昨年の国会でのやりとり、文部省あるいは文部大臣の答弁のときに言うておりますけれども、法制化になったとしても従来と何ら指導方法に変化はない、ということで文部省で話をしております。強制との関係でいきますと、あくまでもこれは子供たちに、例えば国歌の部分でいきますと、歌いたくないのに口をあけて歌わせるですとかそういったことはしないというふうに言うてゐるわけですので、委員がおっしゃる憲法19条との関係については、そういったことはあり得ないというふうに思っております。

○新谷委員

では、教師、それから校長に対しても同じようなことがいえるんですね。

○教育長

学習指導要領は法的拘束力がございますので、九州福岡の伝習館高校の裁判の事例をもちましても、教職員は学習指導要領に基づいて指導する義務があるとされておりますので、ご理解いただきたい。

○新谷委員

いずれにしても、決して強要することのないようにお願いしたいと思います。

○新谷委員

教育改革国民会議の中間報告について

それでは、次に教育改革国民会議の中間報告にかかわって何点か伺います。

教育長は現在の教育基本法をどうお考えですか。

○教育長

教育基本法の前文に、先ほど室長が言うておりましたが、「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で」というくだりから、「ここに、日本国憲法に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する」と、22年3月31日に発表したものであります。

○新谷委員

それに対してどうお考えですかということですが、

○教育長

基本法は日本の教育を進めるための一番根本になる規定だと、そういうふうに考えております。

○新谷委員

今度の中間報告ですが、子供の個性を伸ばす教育システムを確立すると言って、5歳から7歳の間に親と学校の判断によって小学校に入学できるように、義務教育開始年齢を弾力的に検討するという。それから、大学入学年齢制限を撤廃する。それから、学年を越えて特定の教科を学ぶことができる習熟度別学習システムの導入というふうにありますけれども、こういうことが実行されましたらますます競争が激しくなって、子供たちを差別・選別していくことになるのではないかと思います、いかがお考えですか。

○指導室長

今のご質問の教育改革国民会議の検討内容についてですけれども、これらにつきましては、中間報告が出されまして、昨日22日の段階で正式な報告があったと聞いておりますが、新聞等の内容しか私も内容を確認しておりませんけれども、今ご指摘の、例えば大学入試の年齢を自由にするとか、それから、小学校の1年生の入学年度を弾力的にする、あるいは奉仕活動を導入するという、さまざまな論議が今あると聞いております。

それで、これも新聞等によりますと、10月から各地で公聴会などを開いて広く意見を聞いて、年内には報告をまとめると、最終報告を出すということで、今論議の最中だと思いますので、その論議の推移を私も見守ってまいりたいと考えています。

○新谷委員

それから、人間性豊かな日本人を育成するとして、小中高の子供全員に国家への義務としての奉仕活動をさせるというふうに述べてますけれども、自発的なボランティアと違って、強制をして、本当に真に人間性豊かなそういう日本人を育成するということができるのでしょうか。どうお考えですか。

○指導室長

今の件につきましても、ボランティア活動と違いまして多くの論議があるというように聞いております。新聞等でも何人かの方が賛成、反対の立場からそれぞれ意見を述べられておりまして、私もその推移を見ながら判断してまいりたいと考えます。

○新谷委員

このことに関して北海道新聞で出たんですけれども、ノンフィクション作家の澤地久枝さんが、型に入れた上意下達の教育や訓練によって、みずみずしい人間性も生命の敏感な感性も奪われるとして、戦時中、10代半ば以上の男女に課した強制的動員の再現ではないかというふうに述べているんですね。私も全くそのとおりだと思うんです。やはりボランティアと違って、奉仕をさせるということを義務化させるということに本当に反対なんですけれども、教育委員会としては推移を見たいということなんですけれども、こういう問題に対して自分たちはこういうふうに考えるということとは言えないものなんですか。

○指導室長

奉仕活動にかかわってですけれども、これは教育そのものの根幹にかかわる問題としてこの論議が現在展開されているように私は読んでおりますので、そこのところについてはもう少しその推移を見ながら私どもの判断をしたいと考えております。

○新谷委員

公立高校の間口削減について

それでは、次に、公立高校の桜陽高校一間口減についてお尋ねいたします。

このニュースを聞いて大変ショックな生徒、それから父母が多いんですけれども、9月22日に道教委に陳情に行きましたね。この結果どうだったのか、また今後の見通しはどうかお尋ねします。

○学務課長

平成13年度の高等学校適正配置計画案が9月3日に示されているところでございますが、教育委員会といたしましては、8月28日と9月22日、二度にわたって陳情団が道教委の方に陳情に行っております。

私どもの方としては、従来からの主張であります公私間比率あるいは直間比率の関係も含めまして、小樽にとっては、この計画案がこのとおり実行されとなれば2年連続の間口減になること、また市内の公立高校の平均倍率は類似学区と比較しても決して低い実態にはないですし、とりわけ公立高校の普通科間口は少ない実態にあること、あるいは、単に小樽市内だけではなくて、後志全域から200名を超える生徒を受け入れている等々の理由を申し上げながら陳情を行ってきたところであります。

道教委の方からは、今回の計画案に対しての考え方として、来年度に向けて後志第1学区では156名の児童数が卒業生数が減少する。あるいは、今年の春の入試の段階でも余市・古平で81名の欠員が生じている。そういった状況の中で、13年度については一定の間口削減を検討せざるを得ないという、そういったようなやりとりになっております。

なお、最終的には10月下旬に予定されております北海道教育委員会の中の決定という形になっておりますので、私どもとしては強く計画案の再検討を求めてきたところであります。

○新谷委員

この陳情にはどなたが行ったんですか。

○学務課長

先ほど申し上げました8月28日の陳情には、市長はじめ議会の代表、それから総務常任委員会の代表、私ども小樽市教育委員会、そのほか市内の教育関係団体という形で陳情に参っております。

それから、9月22日の関係につきましては、ご承知のとおり道議会が20日から開会になりまして、すぐ明日からまた代表質問というような日程の中で、なかなか私どもの議会日程、道議会議会日程等々の関係で、事前に日程調整をするということが相当難しいという側面もございまして、22日、先週の金曜日ですけれども、これにつきましては、小樽市の方からは収入役、教育委員会を代表しては教育長という形で行ってまいっております。ただ、日程調整がつかない、なかなかつけづらいという理由につきましては、事前に従前の陳情団に参加をしていただいているそれぞれの団体とも意見交換、協議を進めながら行ったところであります。

○新谷委員

6月の常任委員会で、間口減になるかもしれないから早急に市民の意見・要望をまとめていく必要があるのではないかということに対して、学校教育部長は、陳情の前からそういう意見を幅広く聞いていくことが大事だ、必要だというふうに述べていたんですね。今回の要望も、道議会の関係で多くの人が行けなかったということもあるかもしれませんが、やはり取り組みをね、間口削減になるということでは、市民が、与党、野党関係なしに、また、どこの団体とかそういう関係なしに一致できる場所だと思うんです。ですから、もっと市全体で運動を強めるといふか、そういうことが必要ではないかと思うんですけれども、いかがですか。

○学校教育部長

2定のときにそういった要望がございましたので、私どもとしても今回は特に市P連の役員の方とか、あるいは町会の方ですとか、そういったところに高校適配のあり方というか、そういったことにご意見を伺い、そういったものを含めて道に対する要望をまとめまして、適配のこの計画が出る前に、各会派あるいは議会、それから小樽市、教育委員会あるいは教育関係団体といった、いわば小樽市全体としてそういった形で陳情を行ったところです。今回につきましてはたまたま議会の日程と重なったと、こういうことで数は限定されましたけれども、私どもの考えは、小樽市としての考え方は道に十分伝わっているものというふうに私は理解しております。

○新谷委員

それでは、どうなんですか、10月の下旬にわかるということなんですかけれども、見通しは。

○学校教育部長

道において、現在その地域の実情を含めて全道的な立場の中でいろいろ検討されていると思いますけれども、はっきり言って現情勢からいきますと厳しいものがあるのではなからうかなというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても私ども伝えるところは伝えつつもでございますので、計画の変更をしていただきたいというふうに思っております。

○新谷委員

大変厳しい状態ですね。ぜひ今後も市民意見を十分に把握して伝えていただきたいと思います。

○新谷委員

市立図書館、学校図書館について

それでは、図書館、学校図書館についてお伺いいたします。

市立図書館の本の購入なんですけれども、市民が借りたい本については年間どれぐらいの予算がありますか。

○図書館長

購入図書についてのご質問でございますけれども、予算というのは、図書購入費は、図書費は1,170万、これは図書館全体の図書の購入費であります。ただ、希望図書について、図書館ではリクエスト制度と申してはありますが、そのリクエストについての、特段これはリクエストの予算ですよというものは提示はしておりません。ただ、現在の実績から申し上げまして毎月70冊から80冊程度の購入実績がございます。

○新谷委員

そのリクエストカードなんですけれども、利用状況はどうですか。たくさんの方にそのカードを利用いただいていますか。

○図書館長

ただいまも申し上げましたけれども、毎月60冊から70冊の状況です。ですけれども、1人で複数の本のリクエストがございます。大体1人2冊程度に抑えてもらっていますので、それを逆算いたしますと大体月に30人ぐらい、年間にすれば300数十名程度の方々が利用されているというふうに把握しております。

○新谷委員

次に、子ども読書年の取り組みですけれども、これまでの企画の中で今後も継続していきたいということがありますか。

○図書館長

2000年子ども読書年の取り組み行事で、非常に多種多様な行事をやらせていただきました。現在も継続中でございます。

その中で、一般質問の中で教育長の方からも答弁させていただきましたけれども、ブックフェア、これは古本のリサイクルでございますけれども、図書館に一般市民の方から毎日、毎月、相当数の図書の寄贈があります。図書館でそれらを再利用できない場合に、それは累積してためておりますけれども、これを行ったところ、1日で230人の1,200冊の図書が消化できたと。それで、非常に人気が高かったと。それから、今前段で申し上げたとおり、市民からの寄贈図書が絶えないという形で、こういった古本のリサイクル、ブックフェアをですね、これについては今後も定期的に継続ができるのではないかと、そのように思っています。

また、もう1つは、図書館の中で子供さんを対象に工作会をやっておりますが、そういった工作をただやって持ち帰るだけでなく、そういった作品を館内で展示していく。そうしてそれらを皆さんに見ていただく。そういった工作展示会なんかもですね、これは今後も継続して子供さんの作品を皆さんに見ていただく。そういうことが今後の継続としては考えられるのではないかと考えています。

○新谷委員

ブックフェアについては、市民の方から、こういう企画が本当にうれしいので、ぜひやってほしいという要望がありますので、これは今後も続けてやっていっていただきたいと思います。

その次に、子供の映画会の取り組みについてなんですけれども、この目的はどういうことですか。

○図書館長

これは、今の学校5日制という形で、それに伴って毎月第2・第4土曜日、午前中でございますけれども、そういった子供さん方を対象に映画会を上映して、子供さんに見て楽しんでいただく。そういったことから出発したものでございます。

○新谷委員

「しらかば」を見ますと、中央の図書館でも、それから北手宮ですか、その分館でやってますよね。そのほかの取り組みというのもあるんですか。

○図書館長

今、映画会の関係でございますけれども、本館と分館、そのほか、年に1回でございますけれども、小樽市の郊外地域、桂岡、銭函、それから塩谷、祝津、蘭島、そういったところにですね、日曜日に町内会とタイアップいたしまして、移動子供図書館バスに本とビデオを積みまして各町内会に行きまして本の貸し出しとビデオを楽しんでいただく。そういった企画をしております。

○新谷委員

実は、何年か前に私もある婦人の団体で地域で図書館から借りて映画の上映をしたんです。そうしたら大変多くの子供たちが集まって、すごく喜ばれたんですね。ですから、こういう取り組みを、今は6つの地域ですけれども、しかも年1回ですので、地域を広げ、そして年1回といわずにもう少し回数をふやしていくという計画は立てられませんか。

○図書館長

各地域、この移動図書館バスと映画の会ですね、地域をふやすという形になりますと、先ほども申し上げたとおり各町会とのタイアップということも必要となってきます。その点については、各町会の中でそれぞれ受け入れるそういったものがあれば、これらについては拡大をしてもやぶさかではないかと考えておりますし、そういった姿勢で取り組んでいきたいと思っております。

○新谷委員

ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

それから、こういういろいろな取り組みをしてるんですけれども、市民の方が余りよくわかってないということが多いんですよね。ですから、広報でお知らせするだけではなくて、もっと積極的にPRをしていくべきだと思いますが、何か手だてを考えていらっしゃるでしょうか。

○図書館長

広報活動でございますけれども、やはり第1には、今委員も言われたとおり小樽市の広報、これをまず中心にしながら、図書館では毎月図書館だより「しらかば」を発行しております。これは各委員の先生方にもお配りしてまして、社会教育関係者にもお配りしております。そういった宣伝活動を中心にしながら、随時いろんなマスコミ関係各社に報道依頼をしながら、そういった図書館の行事内容については宣伝しているつもりでございます。まだまだ不足な面があるかもわかりませんが、これからも粘り強くそういった行事を市民に知らせていく、そういった活動は続けてまいりたいと思います。

○新谷委員

それでは、次に学校図書についてお願いいたします。

昨年10月の毎日新聞の第45回学校読書調査によりますと、1カ月の読書数が、小学生では調査開始以来最高の0.8冊増の7.6冊で、しかし、中学生は逆に0.1冊減って1.7冊ということが報告されておりました。小樽の状況はどうでしょうか。

○指導室長

当市の昨年度の読書実態についてですけれども、これについては市の方で私どもの方では特に調査をしておりませんので、全市的な実態としてお答えすることはできないんですが、何校か聞き取っている中では、読書感想文コンクールという事業を毎年実施しておりますので、それらの関連からいきますと、昨年度、読書感想文コンクールでは『五体不満足』というベストセラーになったものへの応募が小学校高学年から寄せられておまして、読書傾

向としては全国的な傾向と通ずるものがあるのかなというふうに考えております。しかし、新聞等の報道によりますと、ここ3～4年、市内の書店では児童図書の売り上げが落ちているというような記事もございますし、市立図書館の方でもお聞きしましたが、貸し出し数等が落ちている傾向があるというようなことを聞いております。そんなところでありますけれども、市内の数校を聞いてみしたら、多い学校では月平均9冊、少ない学校で1.2冊ほどの状況と伺っております。

○新谷委員

子供たちが読みたい本はどのくらい取り入れられていますか。

○指導室長

学校では、子供たちにかかわる本の購入についてですけれども、これにつきましては、各子供たちの希望を聞くということも大前提としてありますが、小学校の低学年ぐらいですと、まだ子供たちの希望そのものが定まらないという状況がございます。そんなことから、担任がそれぞれ子供たちに指導する中で、今子供たちに望ましいもの、子供たちがどんなものを望んでいるのかという実態把握をしながら購入を進めております。また、中学校になりますと子供たちのそれぞれ読書傾向もはっきりしてまいりますので、図書委員会などで子供たちの実態を調査するなどして購入の参考にしていることを聞いております。

○新谷委員

中学生で読む本の数が減るという、これはどういうことなのでしょうか。

○指導室長

原因の方は私の方で定かではありませんけれども、いろんなものの中では、1つは、冊数と申しますのは、読書の量と質との関係でいきますと、質の関係では必ずしも正確にあらわすものではない。1冊の本をじっくり1カ月かけて読むというようなことも大事な読書かと思っています。そういう面では、必ずしもその冊数の減少が読書量の減少とはいえない面もあるかと思いますが、ただ、最近はテレビゲーム等あるいはテレビなどに子供たちの興味移って、読書する時間が減り、結果として読書量も減っているというようなことは新聞等での様子を見ております。

○新谷委員

青少年の犯罪の問題でも、テレビ、それからテレビゲームが大変問題になっているわけですが、自分が感動する本に出会うというのは、その人の人生を変えるというぐらいの大きな作用があると思うんです。

この点で、東京少年鑑別所の所長さんである川崎さんという方が、どうしたら少年犯罪がなくなるかというふうに考える上で1つヒントになることがあるというんですね。それは、その鑑別所の子供たちが、暇なものですから退屈しのぎに読んだ本がすごく感動したと、そういうことが寄せられているんですね。ですから、少年犯罪をなくするためにこれがすべてだとはもちろん言いませんけれども、この所長さんも言っているとおり、1つ大きなヒントになるということを言ってます。

ですから、本がたくさんあるということ、読みたい本がたくさんあるということと、それから、そういう時間を、無理にでもというのかな、とることというのは大事だと思うんですね。この点で今後どういうふうに取り組んでいくかということをお聞かせ願いたいんですが。

○指導室長

子供たちの読書の指導をどのように進めていくかということでもありますけれども、これまでも学校におきましては、読み聞かせ、これは特に低学年などを対象にしまして、教員が実際に本の内容を読んで聞かせることで読書の楽しみを伝えるというものでありますが、読み聞かせ。あるいはブックトークと言いまして、何冊かの本を興味深い点を概要を紹介しながら読書意欲を引き出す。こういうような指導も続けられております。

それから、今年度は子ども読書年に当たることから、朝の10分間読書というのがここ数年非常に全国で大

きな取り組みをされ効果を上げているというふうに聞いておりまして、私どもも各学校にそれらの参考となる書籍を配りまして、各学校で実践するようという働きかけをしています。そういう中で、市内で取り組みを始めている学校もありますし、また、それと関連しまして、低学年のうちから本に親しむことが大切だということから、市内の学校の1校では余裕教室を活用しまして「絵本の部屋」という部屋をつくり、低学年のうちから本に親しむ環境をつくるというようなことを進めております。

なお、読書の大切さについては先ほどのご指摘のとおりでありますけれども、自分にとって有益な本をどのように探していくかという、そういう力をつけることが今大事だと思っておりますので、それぞれの時間を設定しながら、子供たちに読む機会を数多く保障できるようにこれからも努めてまいりたいと思います。

○新谷委員

そういう点では、一般質問でお答えいただきましたけれども、学校図書司書の配置が本当に大事だと思うんです。今は12学級以上ということですので、その基準を下げることに、それから、足りないということで要請ということも言っていましたけれども、ぜひこの点でもご意見を上げていただきたいと思います。

それでは、私はこれで終わります。

○北野委員

小樽市職員倫理規程について

市長は、建設（常任委員会）から来た段階で質問させていただきますので、その他の市長以外の方に伺うところから始めたいと思います。

最初に、本委員会に資料として提出されました小樽市倫理規程について尋ねます。

この倫理規程を訓令にした理由はなぜか。

○職員課長

この倫理規程を訓令という形で出したのはどういった理由かとお尋ねだと思いますけれども、1つには、職員内部の服務上の取り扱いということがございまして、従来小樽市としてはこういったものについては訓令で扱っていたと。さらにまた、道内を出しております他市も私どもと同じ訓令という形で出しておりますので、そういったこともあわせて今回訓令という形をとらせていただきました。

○北野委員

資料で出されました倫理規程の第4条ないし第7条、それから第10条は、専ら総括服務管理責任者、それから服務管理責任者、服務管理者の職務が書かれていますが、義務規定とは理解できないわけです。努力目標で、それが達成されなくても逃げ道があるように理解されるんですね。その一方では、第9条の第1項は義務規定と理解されるわけです。禁止行為ですね。そうすると、同じ倫理規程の中でこういうニュアンスの違いを条項によって受けるわけですが、そうすると倫理規程の基本的性格というのはどこにあるのかということを説明していただきたいと思います。

○職員課長

基本的な性格ということでございますけれども、これは先ほどお話ししましたとおり、市民から見て疑惑あるいはまた不信を防止しまして、また一連の不祥事の再発の防止に向けての取り組みということで、遵守すべき倫理原則を定めておりまして、それに伴う具体的な行動基準という形で示したというふうに考えておりまして、表現の違いはあるかと思いますけれども、私どもとしましては今の趣旨から今回倫理規程を定めたものでございます。

○北野委員

公務員の基本は地方公務員法ですよね。だから、そこで具体的に展開されていないことをこの9条で禁止行為とい

うことで具体的にあらわしているんですか。地方公務員法を読むと、禁止行為のようなことは、してはならないというふうに普通は理解されるんですけども、改めて9条の第1項以下で禁止行為で詳しく書いたということは、より立ち入って自覚を促すという意味で書かれたのですか。

○職員課長

確かに地方公務員法が私ども公務員の基本にあるわけですけども、どちらかといいますと、訓辞要素といいますか、言葉の部分がございまして、具体的になかなか表現されている部分が少なかったということもありまして、9条だけではないんですけども、例えば7条の中でも、私どもは服務管理者等々の業務内容あるいはまたその必要な体制、そういったものも地方公務員法とは別に、より具体的に職員の方に示していきたいということで制定したものでございます。

○北野委員

それで、そういうことになりますと、第7条3項、事務処理のことで内部牽制体制の確立と必要な措置を講じ、常にその見直しを図るものとするというふうにあります。この条項は今の課長の説明からすれば義務規定にしなければならないのではないですか。

○職員課長

義務規定といいますか、表現の違いはあると思うんですけども、確かにここに書いてありますような表現で「図るものとする」というふうになると、ある意味であれば消極的といいますか、一步下がったふうに感じられるかもしれませんが、私どもとしては、こういった中で私どもが考えている必要な措置については講じることができるというふうに考えています。

○北野委員

課長の冒頭の報告で説明あったように、この7条は、ほかの条項にもありましたけれども、国とか札幌の倫理規程にはない小樽独自の独特のものだというニュアンスの報告があったわけですね。だから、ここではね、結局今回のさまざまな不祥事を検討した結果、内部牽制体制の確立が必要だと、そしてそういう体制も絶えず発展させていきたいんだということでこれが設けられたと思うんです。

そうしたら、これは、課長はそういうふうにおっしゃるけれども、この文言からすれば、ちょっと一步下がって緩いように見受けられるんです。だから、そういうふうにならずに、まあ、いいということではないでしょうけれどもね。やるということにスタンスがあると思うんですけども、ちょっとその辺が弱いように思うんです。小樽独自のものだというふうに打ち出した割にはね、義務規定でなければね。これ義務規定にしたら何か差しさわりあるというんだったら別ですけども、いかがですか。

○職員課長

これを義務規定にしたら差しさわりあるということでは考えてございまして、私どもは禁止行為あるいはまた法令等で義務規定を定めているものはその表現を使っております。確かにそれ以外のものにつきましてはいろいろと表現は違っているかと思うんですけども、私どもが考えている内容はこの表現の中で理解してもらえというふうに思ってますし、また、そんな形で工夫していきたいというふうに考えております。

○北野委員

私がそのことを質問するのはですね、先ほどの冒頭の報告にあったように、総括服務責任者は助役、服務管理責任者は収入役、部長、保健所長以下、書かれてるとおりですね。そして、服務管理者は課長その他と書かれてるわけです。そういう人たちが責任を持って以下のことをすべきだということで7条で書かれてるわけですから、そういう点について、やはり緩いものでなくて、職務上ちゃんと義務を負ってしっかりやりなさいということでなければ防ぐことできないのではないだろうかというふうに思うものですから聞いてるわけです。私の意見としてそれは述べておきたいと思うんです。

課長の答弁も、だからといってそういうことをしなくていいということではないということですから、基本的な違いはないと思うんですけども、厳密に言えばですね、ちょっと詰めが甘くなるのではないかという心配があるから指摘をしたわけです。これは検討しておいてください。

次に、倫理規程の12条ですが、これは結局、12条の2行目に、違反の程度に応じ、人事管理上の必要な処分または措置を講ずるものとする。ここでもちょっと緩いような感じがするんです。ここのくだりこそはね、いわゆる禁止行為に違反した場合はあれでしょう、職員懲戒審査委員会に諮って処分するわけでしょう。だから、違反した人は、ここで言う「人事管理上」というのは小樽市職員懲戒審査委員会を指すと思うんですけども、そうすると、ここへかけなさいということなんだから、これは義務になるのではないかと思うんです。だから義務規定にした方が、ここは別に義務規定にしても問題ないのではないかというふうに思うんですけども、どうですか。悪いことした人は、「できる」ではなくて、ちゃんとそこへ諮りなさいということ言ってるんでしょう。そうすると義務規定の方が適切でないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○職員課長

この12条のくだりでございますけれども、これはたまたま「市長は」というふうに言ってるものですから、こうしなければならぬと自分から自分にそういう表現がですね、そうではなくて、あくまでも今考えは委員がおっしゃるような考えが中にございますけれども、たまたま表現として、市長みずからが自分に対して講じなければならぬという表現ではなくて「講ずるものとする」と、そういう表現にしているということで、考え方は委員と同じ考え方が根底にはあります。

○北野委員

そうしたら、課長、冒頭に「市長」が出てきた場合は、こういう訓令みたいなのは全部こういうふうな表現になる。それが最高だと、義務規定を意味するんだということであればいいんですよ。その辺私は素人ですからわかりませんので説明してください。

○職員課長

私もすべての分はちょっとあれなんですけれども、「市長は」という表現になりますと、こういう「講ずるもの」という表現になるのではないかと。

○北野委員

それが最高のきついものになるわけだ。

○職員課長

きついといいますか、これが例えばの話で、道では実はほかの任命権者等との関係もあるものですから、「講じなければならぬ」ということで、残りの部分は各任命権者に委託といいますか委任といいますか、そういうふうに行っている表現もあるんですけども、ここは今言いましたとおり「市長は」という表現になってございますので、これで私はベストではないかと考えています。

○北野委員

そうすると、その前の服務管理責任者会議ですね、特別定めはないんですけども、これは常設ではもちろんないと思うんですけども、適宜開いて、そこでうたわれていることを審議するということなんですか。

○職員課長

そのとおりというふうに考えております。

○北野委員

そうすると、これは課長に聞いていいかどうかわかりませんが、これと同じものを教育委員会以下その他の機関でもつくるわけですね。そういうこととの関係はどうか。市長の方から、市長が統括責任者だから、それぞれの行政機関にこういうのをつくってくれということで、これと同じものでなかったら意味ないと思うけれどもね。同

じ市役所の中だから。そういう作業も行うんですね。

○職員課長

今のような作業は、それぞれ教育委員会、それから消防、水道、任命権者の違うところにつきましてはそういったことで指示をしております、私どもと同じような形で、受けて整備をするということで準備を進めております。

○北野委員

この附則はまだ空欄になったままなんですけれども、冒頭課長が説明して、決まったら全職員に具体的なことも含めて、マニュアルも含めて周知徹底を図るということなんですけれども、これはいつからやる予定なんですか。作業でき次第ということになると思うんですけれども、めどとしては。

○職員課長

今言いましたマニュアルの関係もございますし、今言いました各任命権者等の準備もありますので、そういったものが整い次第、できるだけ早い時期にというふうには考えておりますが、まだ今何月何日ということで具体的な日にちはないんですけれども、いずれにしましても早く周知をしながら策定してまいりたいというふうには考えております。

○北野委員

天下りについて触れてないのは、天下りについては要綱があるから、倫理規程になじまないからのせてないのか説明してください。

○職員課長

今回定めましたのは、あくまでも先ほど申しました職員の倫理規程ということでございますので、やめているといたしますか、やめた職員、退職している者につきましては、一応対象から外れているということが1つと、もう1つは、再就職に関します私どもの取り扱いの要領も定めているということもございまして、今回この中ではそういった形のことは考えておりません。

○北野委員

キティホークの問題について

では、市長おみえになりましたので、キティホークの問題で若干伺っていきます。

キティホークの港湾施設使用に関してですが、9月19日付で市長から札幌のアメリカ総領事館へ問い合わせをしていますが、回答があったのは9月21日午前と理解してよろしいかということです。

○総務課長

手続関係でございますので私からお答えいたしますけれども、19日の日に職員が米国総領事館に参りまして、それで、核の搭載の有無についての照会の文書を持参してございます。それで、それについてはまだ現在のところ回答いただいておりますけれども、先般のキティホークの調査特別委員会に資料としてお出ししましたのは、総領事館の提供という形で出しましたけれども、その19日の時点で職員が参りました際に、議会等でもいろいろご意見がありましたので、艦載機等のそういったものについての日本語解説等、あるものについて早急に提供していただきたいということで、その部分についてだけいただいたものでございまして、文書照会のものとは性格の異なるものでございます。

○北野委員

この間の特別委員会でも伺ったわけなんですけれども、一番肝心のアメリカ領事館から核兵器搭載の有無についてはまだ来てないと、今の時点では。特別委員会で聞いたけど来てないし、今の時点でも回答がないということですね。

○総務課長

そのとおりでございます。

○北野委員

これは市長にお答えいただきたいと思うんですが、キティホークの特別委員会でも確認いたしましたが、アメリカ総領事館から核兵器の有無について返事が来るまで市長の態度表明はしないというふうに確認をとったと思うんですが、この点については改めてお答えいただきたいと思います。

○市長

領事館からの回答を待っているわけでございますけれども、まだ来ておりませんし、それからまた、来るまでは態度表明はできないと思いますし、来たからすぐ態度表明するということにもならないというふうに思っています。

○北野委員

神奈川県で発行されている神奈川新聞というのがあるんですが、これは小樽のキティホークの特別委員会の動向にも大変注意を払って取材をしていた新聞です。この神奈川県の神奈川新聞の報道によれば、在日アメリカ海軍司令部、これは横須賀にあるものですが、これによると「キティホークは10月13日から16日までの4日間小樽港への寄港を計画。このキティホークは今月26日午前に横須賀を出港予定」と。だから明日の午前ですね、横須賀港を出るんですよ、小樽に向けて。ところが13日入港予定だから、この間一体何やるのかというのは大変注目をされるところなんですね。出てすぐ来るんだったら乗組員の休養なんていうものは理由にならないわけですから。このキティホークの横須賀出港後小樽入港予定までの行動予定は市長サイドとしてはどういうふうに押さえてますか。

○総務課長

いつ出港するかということも私どもでは入手してございませんし、また、以前そういった話のあった時点で、小樽に入るまでの間の行動等については承知をしてないところでございます。

○北野委員

これは軍事演習をやって小樽へ来るということになると、小樽を事実上の軍港、軍港ということについては自民党の皆さんかなりアレルギーになって、あれこれ軍港でないとか準軍港でないとか言い訳してましたけれども、軍事演習やって寄ったらね、これ事実上の軍港ですよ。キティホークの規模については特別委員会で言いましたから触れませんがね。

だから、知らないということじゃなくて、今の瞬間までは知らなかったかもしれませんが、アメリカの海軍司令部が神奈川新聞に、ちゃんと26日午前横須賀出港ということで語っているわけですから、これは事実ですからね。だから、これから小樽へ来る10月13日までの間、何をキティホークがやるのか、それから、どういう艦船が随行するのか、どんな演習をやるのか、これは大変私たちとしては重要視しているわけです。軍港か否かという問題もあるだけに、キティホークのこの間の行動については、改めて新しい問題としてアメリカ側に問い合わせをして、議会側にもきちっと回答をいただきたいと思うんですが、いかがですか。

○総務課長

お尋ねの件につきましては、米国総領事館等に問い合わせをしてみたいと思います。

○北野委員

次ですが、インディペンデンスのとき議会側には進んで報告がなかったというふうに聞いてますが、米軍が小樽市、それから海上保安本部、こういう機関と何回か打ち合わせをしてるというふうに聞いてるんですが、今回はそういう打ち合わせの申し入れはありませんか。インデのときあったんだよ、市長も知ってるはずですよ。

○総務課長

インディペンデンスのときの詳しく状況は承知しておりませんが、今回の件についてどうかということについては、港湾部からもその点については私ども詳細に聞いてございませんし、また、その有無についても、そういう頻繁にあったとかという話は全く港湾部から聞いてございません。

○市長

たしか前回ですね、そういう打ち合わせをしたと思います。これは多分、入出港の安全性の問題でですね、初め

てだったものですから、その点の港湾の施設の関係についての打ち合わせは何度かしたというふうに記憶はしております。

ただ、今回は前回と船の規模が同じなものですから、それから、まだ態度決めてませんから、余り騒ぐとまたあれなものですから静かにしてますけれども、ほぼ同じ規格の船ですから、そう大きな検討というのは要らないんだろうと思ってますけれども。

○北野委員

私が聞いているのは、前回そういう打ち合わせがひそかに行っていたと。今回ですね、これは港湾部が窓口になると思うんですが、市長の側から港湾部によく言っておいてですね、市長の態度表明もないのに先走ってそういうことをするというのこないように、厳重にくぎ刺しておきたいというふうに思うんです。この点をきちっとしていただきたいということですね。

次に、これは市長にお答えいただきたいと思うんですが、キティホークの特別委員会のときに聞いて、市長もうなずいてたから、そうだということだと思うんですが、今議会開会中、今日2日間延期になりましたから、27日前までには返答できないというふうに私は市長とのやりとりで理解しているんです。市長はキティホーク入港予定の2週間前までには態度を明らかにしたいと。余りないんですよ、28、29、しかし30、1日は休みですからね。そうすると28か29しか市長の態度表明の、そういう答弁からすればですね、その日しかないわけです。

そこで伺いますけれども、仮に27日までに市長がキティホークの入港に関する港湾施設の使用についての許認可の態度を明らかにしないということであれば、議会終わってからということになるわけで、そういう場合は臨時会を開いて議会に報告するというふうにはなりませんか。これだけ議会で熱心に議論されているわけですから、私は当然のことだというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○市長

今回の件につきましては、先週の特別委員会、そしてまた今日の質問ということで、各会派のご意見というものは十分私の方としてはお聞きしたと。その上で私の考え方につきましてもご説明してまいりましたので、そういう点でご理解を願いたいと思います。

○北野委員

ということは、臨時会を開く考えはないということで理解していいんですね。

○市長

そのように考えております。

○北野委員

そうすると、恐らく記者会見が何かで28ないし29に態度表明があるということしか考えられないので、これは各党の皆さんにも提案しておきたいと思うんですけれども、第3回定例会が閉会后、山田市長が態度を明らかにするというふうに当然なるわけですね。そのときはぜひ議会のサイドから臨時会を開いてですね、市長にも改めていろんな角度から話を伺いたいというふうに考えてますので、これはぜひ各党の皆さんにも日本共産党から呼びかけますので、市長が開かないというんだったら議会側から市長に臨時会を開くようお願いする以外方法はありませんので、この点はぜひ各党の皆さんご検討をいただきたいというふうに思います。

私は、キティホークにかかわっては市長に伺いたい点は以上でございますので、各党の皆さんよろしければ市長は退席していただいて結構です。

○委員長

よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長

どうぞ市長、退席してください。

○北野委員

行政改革の実施状況について

次に、同じく資料で出されました行政改革の実施状況について尋ねます。

1つは、学校適正配置計画について書かれていないのはなぜか。

○総務部宮腰主幹

行政改革実施計画の中では、小学校と中学校の適正配置というようになっておりまして、今回は中学校の方の適正配置が進められているわけですが、そういった意味では、いずれにしても一部実施済みをいつの時点でとらえるかということになるわけですが、私といたしましては、今、今回の議会に提案されております小樽市立学校設置条例の一部を改正する条例案が公布された時点で、中学校の部分については一部実施済みという扱いにしようというふうに考えてございます。

○北野委員

だから、条例案が決定したら行政改革の実施状況の中にうたいたいと。しかし、あれでしょう、この状況については実施状況の報告は今回で終わりでしょう。また来年出すの。

○総務部宮腰主幹

12年度の実施状況につきましては13年度に報告するつもりでございました。

○北野委員

そうしたら、当然載るというふうに理解します。

次に、行政改革の実施状況の8、ここに経費節減合理化と財政の健全化についてというふうにあるんですが、抽象的でわかりません。特に第2項目について詳しく説明してください。

○総務部宮腰主幹

項目、実施内容ということでよろしいかと思うんですが、1番目の独身寮を除きますと、例えば60番の児童福祉措置費等負担金の収納率の向上対策、これは毎年度でやっておりますけれども、民間保育所への協力依頼を強めたという部分もありますし、遊休等資産の活用・処分の促進、62番の項目ですが、これにつきましては財政部所管の長橋4丁目、張碓町の191の2、この宅地を合計768.51平方メートル、これを売り払いいたしまして、金額的には1,694万5,000円というものが入ってきております。それから、今まで入船の道営住宅敷地として貸し付けておりました土地を市営住宅敷地とした。それから、一般事務費等の見直しでは、平成11年4月に浄化槽汚泥中継貯留槽を廃止した。それから、11年6月に第2病院の精神科外来医師を2人体制から3人体制に変更した。それから、平成11年7月には水道局の職員独身寮を廃止した。9月には小樽病院の2の1病棟33床を休床したというようなことであります。

○北野委員

時間ないですから1つだけ伺いますが、遊休資産の活用・処分なんですけれども、これは財政部の方と企画部の方にそれぞれの所管別で伺いますが、以前にも指摘していますが、土地開発公社の入手して5年以上たっているものについては一度指摘をしてるんですよ。これについては、その後この合理化の対象になっているにもかかわらず進展がないように思われますが、これはどうなっているか。それから、財政部の方に対しては、売れる土地、半端ながけ地とかその他は別にしまして、そういうところで活用あるいは処分する見通しはあるのか。この点について説明してください。

○企画部安達主幹

まず、土地開発公社の遊休資産の取り扱いについてでございますけれども、確かに北野委員ご指摘のように、昨年におきまして公社の内部で入手をしてから5年以上経過をしている土地のいろんな調査を行いまして、この資産

の処分について今年度中に何らかの方法なり、あるいは具体的な行動を起こすということで考えていたわけですが、私どもとしては、実は今年度当初の職員の不祥事の関連、それからまた、いわゆる国の土地開発公社のさまざまな当時の経過などもいろいろありまして、時間が若干経過をしてしまったということで推移してございます。そして、やはりこの土地の問題でございますので、今年度についてはですね、今まもなく雪が降ってくるといったことの中でも土地処分は非常に困難であるというふうに考えてございますので、新年度の処分に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

なお、現在抱えている遊休地の中で、例えば築港ヤードの一部土地につきましては、小樽警察署にこの土地については有料の賃貸をしていると。あるいはまた色内2丁目の土地、運河の横にある土地については博物館の駐車場用地として一般会計の方に貸し付けをしているとか、そういった形の中で、できるだけ活用できるものについては活用している状況になってますので、そういったことでご理解いただきたいと思います。

○北野委員

行政財産でない方だけに絞ってください。

○契約管財課長

委員ご指摘の契約管財課で所管している普通財産についてであります、ご指摘のとおり、大半は道路用地、がけ地とか、あとは小規模な残地となっております、まとまった形で売却可能の土地はほとんどございません。ただ、市内点在しているもので何とか宅地で売却可能ではないかというものもございますので、今後ともその処分については検討していきたい。ただ、現時点で具体的に売却等の見通しが立っているものはございません。

○北野委員

突っ込んで伺いますが、行政財産の方で長期にわたって未利用なもの、これについては何か処分というか運用の考え方というのは決まってるんですか。

○契約管財課長

行政財産につきましては、今何らかの行政目的に使われているものというふうに考えておりまして、例えば独身寮等ですね、用途廃止になりましたら私どもの方に所管替えになっております。ただ、独身寮跡地については、現在、行政目的で何か使えないかということも含めまして検討中で、まだ決定しておりませんので今答弁申し上げませんでしたけれども、私どもの方に所管替えになっておりますので検討いたしていきたいと考えております。

○北野委員

市政に係る資料の充実について

次に、市政に係る資料の充実を求めて質問します。

今回のキティホークの小樽入港計画が明らかになって、私も資料集めに走ったんですが、小樽市自身にこういう資料がほとんどないというので、大変理事者側も苦労したかもわからないけれども議員の側も苦労してるわけです。

そこで提案なんです、2つあります。1つは、イギリスで発行されているジェーン年鑑、先日、10年以上たったものを翻訳して資料としていただきました、特別委員会ですね。だけど、これはもう10年以上ですからね。これは高いものですから毎年とは言いませんけれども、3年に1回とかそういうことでそろえて、図書館とか、総務でもいいんですけど、そろえてね、こういう頻繁に軍艦が入ってくるときに基礎資料がないというのはうまくないですから、これはきちっとそろえていただきたいということと、もう1つは、昭和30年代から発行されているもので『世界の艦船』という雑誌があります。月刊誌です。これはバックナンバーもそろえているということであります。ですから、少なくともアメリカ第7艦隊の艦船に関する記事が掲載されているバックナンバーはそろえるべきでないかというふうに思うんですが、この2点についてお答えください。これは図書館に備えてもいいし総務でもいいです。いかがですか。

○総務課長

ジェーン年鑑につきましては、ご指摘のとおり88～89年版しかございません。ただ、相当高価なものでもございますので、その関係については図書館とも協議しながら検討してみたいというふうに思います。

それから、もう1つ、『世界の艦船』につきましては詳細承知しておりませんので、その辺調査の上、検討させていただきたいと考えております。

○北野委員

そろえるよう強く要求しておきます。

○北野委員

消防力の基準の変更について

次に、消防力の基準の変更について資料をいただきました。この表だけではちょっと理解しにくい点もありますから、まず、この資料について説明をしてください。

○（消防）総務課長

資料に基づいてご説明申し上げます。

旧基準、新基準それぞれございまして、人員につきましては、旧基準、この基準数403名に対しまして、新しい基準では299名となっております。この基準の人員の差でございますが、今までは、いわゆる非常用の車両、そういったものを除いて今回算出することになりまして、さらに、2つ目には、ポンプ車2台で連携し、例えば運用する場合は2台のうち1台は操作人員を減らすことができると、そういったようなもろもろのことがございまして人員が減っております。

それから、消防ポンプ自動車につきましては、旧基準22台に対しまして新基準21台となっております。これにつきましては、国の方で消防ポンプ自動車の実態調査というのを行いまして、その実態調査に基づきまして配置基準が改正されたものでございます。救急自動車につきましては、旧基準3台につきまして新基準5台。これは今まで人口5万ごとに1台を基準としておりましたが、今回からは人口3万ごとに1台となり、基準台数がふえたものでございます。はしご自動車の基準にございましては、旧基準3台につきまして新基準は2台となっております。これは今まではいわゆる中高層建築物の数、そういったものを勘案して決められてございましたが、今回からは消防署の署所単位の配置となっております。化学消防車につきましては、小樽市内にあるいわゆる危険物施設の数、それから取り扱っている数量などから算出されてございまして、これにつきましては化学消防車2台、同じでございます。

○北野委員

新基準に基づく職員数は299人、現行は282人、この差17人はいつまでに充足するんですか。

○（消防）総務課長

このたびの消防力の基準の職員数につきましては、これは市町村が適正な規模の消防力を整備するに当たっての指針となっております。それで、この299人はこの基準に沿って算出されたものでございまして、今後この基準を参考にして小樽市としての配置数を定めたいと考えてございます。

○北野委員

そういうふうにすればですね、結局、旧基準の人員403人に対して、そのときの294人ということで物すごい落差があるんですよ。これは結局、消防自動車1台について何人配置しなきゃなりませんよとなっていたけれども、全国的に、自治省の指導がどうか知らないけれども、その必要な人員を満たさないで、そして自治省がアンケートをとったら、人が少なくてもいいんだということで、がっばり減らしたんじゃないですか。

だから、そういうことを考えればですね、言ってみれば小樽市の周辺部にずっと人口だとか住宅が広がってるわけですから、当然のこととして職員数をふやして、市民の安全と財産を守るという立場を土台にして人員の補充というのはやるべきだと思うんです。その点についてはどう考えてますか。

○（消防）総務課長

確かに今委員ご指摘のとおり市街地の軒数もどんどんふえてきてございますが、ただ、今回の消防力の基準の改正につきましては、この資料にあるとおり、旧基準と新基準のこの403人と299人がかなりの乖離ができてございます。ただ、この乖離の内容につきましては、先ほど私申し上げましたが、いろんな要素がございまして、この新しい基準はいろいろな実態調査をして、なおかつ合理的あるいは実態に即した、そういったものの中で要求されてございますので、当然私も今適正配置計画を策定中でございまして、その中で今委員ご指摘の点も含めまして、中で十分検討してまいりたいと考えております。

○北野委員

この問題で私が心配するのは、新基準の以前、ちゃんと基準があるにもかかわらず人員を大幅に欠員のまま進んできたんですよ。これが現状だから減らすというふうになったわけですから、新基準になっても、その基準にあって充足をしてないということが長期に続いていけば、全国的にそういう傾向が出ればですね、また基準を変えて、また人員を少なくすると、こういうことになるから、私は新基準が出たら基準に基づいてちゃんと充足しなさいということを申し上げているので、この点については引き続き質問をさせていただきたいと思いますので、検討しておいてください。

次に、はしご車について尋ねます。

今、課長の答弁では、基準が全く変わってしまって、小樽市はマンションだとか高層ビルが以前よりもずっとふえている。それにもかかわらず、はしご車の台数減らすという、全く実態に逆行することがあらわれているんです。こういうことについて、はいはいということで承知してれば小樽市の都市の進展状況に合わない消防の基準になるんです。基準というか、体制になるわけですから、これはやはり、はしご車については実態に合わせて増車するというか、これきちっとしていただきたいと思うんですが、その辺はどう考えてますか。

○警防課長

はしご車につきましては、現有3台保有してございますが、このたびの国の改正につきましては、高層建築物につきましては法令によりまして、内装については不燃化、あるいは避難階段、消防活動上の設備といたしましては連結送水管等の設備が具備されておると。このようなことから国におきまして基準が改正になったものと理解しておりますが、台数につきましては今後十分検討してまいりたいと、こんなふうに考えてございます。

○北野委員

基準では1台減らせというふうになるわけでしょう。だけどその、今課長答弁しているけれども、確かにマンションとか高層ビルのときに100ミリの消火栓を、あれ1階につけてるでしょう。最上階にはつけてないでしょう。

○警防課長

連結送水管には送水口と放水口がございまして、1階の外部には送水口がございまして、3階以上の階には放水口が設置されて、最上階にももちろん設置されてございます。

○北野委員

そういうふうになってるけれども、はしご車はそれだけでなく、取り残された人を救助するという大きな仕事もあるわけですから。だから、高層ビルやマンションどんどん建つときにね、はしご車を削るなんていうのはおかしいのではないかというのは、だれが見てもそう感ずるんですよ。だから、新基準では1台減らせとなってるけれども、現状維持するということで市民の安全を守るというふうに明確に対応していただきたいというふうに思います。

次に救急車、新基準に照らせば現行より多くなるわけですが、現行は4台ですね。新基準に照らして1台足りないんですよ。それで、いつこれを補充するのかということと、それから、医学の発達で救急車で救命の処置というのは大変初動においては大事なわけですから、当然救急車の性能アップということは必要だと思うんですが、こ

という計画もないのかどうか、あわせてお答えください。

○ 警防課長

確かに5万に1台から3万に1台という基準になりまして、基準では5台、現有4台ということで1台の差がございます。昨年の救急件数でございますが、当市で救急業務を実施して以来の最高の件数、5,346件ございました。しかしながら、4台の救急車で支障なく対応したところがございますけれども、なお今後の救急件数の推移を見ながら十分検討してまいりたいというふうに思います。

また、性能の向上も含めての改善ということでございますが、高齢化が進みまして、傷病者の程度も、心肺停止あるいは循環器といった複雑な状況になっていることを考えますと、今後の更新時におきましては将来的には高規格救急車の配置も検討していかなければならない、こんなふうに考えているところでございます。

○ 北野委員

消防への最後の質問ですが、この資料の一番最後のページに年齢別消防職員数が書かれてます。それで、30代は102人で最も多いわけですが、20代は半分以下になっているんですね。断層ができないようにですね、これはやはり若い人たちを訓練して、そういう市民の安全にこたえるような計画的な職員の配置をぜひ行っていただきたいということだけお願いしておきます。

○ 北野委員

社会体育施設の改善について

最後の質問です。社会体育施設の改善について質問しますが、時間がないですから、体育施設の障害者用トイレ等についてのみ伺います。

資料として出されていますけれども、体育施設に障害者用トイレが設置されているのは総合体育館だけですね。あと、いわゆる小樽運動公園に障害者用トイレがある。この2カ所だけですね。これは間違いのないですね。

○ 社会体育課長

お手元の資料に基づきますけれども、ただいまの2つのほかに室内水泳プール、ここにもありまして合計3カ所でございます。

○ 北野委員

先日、車いすの方で野球その他スポーツに大変関心持っておられる方がこういう電話をよこしました。高校野球の予選見にいったんだけど、桜ヶ丘球場に障害者用トイレがないと。そこで体育館まで出ていかざるを得ない。物すごい時間がかかるというんですよ。

だから何とか桜ヶ丘球場に障害者用トイレ設置にはならないのかと。有料ですからね、1回1回係の高校生と顧問の先生にお断りして出なきゃならないんですね。だから、こういう不便さをなくしてほしいという要望でした。

それから、もう1つはからまつ公園です。これは資料にあるとおりハウスにはもちろんトイレが設置されて冬も使用できるわけです。しかし、からまつ公園は歩くスキーとかノルディックのスタートとかさまざまな形で冬も活用されているんですけども、1回1回ハウスまで行かなきゃならんと。相当大きな人数がね、大勢の人が集まるときに、なぜ冬も使える屋外のトイレがないのかと、あるいは障害者用トイレがないのかということが要望としてその方から寄せられました。外のトイレも、高島小学校のグラウンドの上にあるトイレは、冬もヒーターがきいて除雪もそれなりに行われて使用できるんですよ。使用の頻度からいえば、からまつ公園よりも少ないんですよ、そこは。だから、からまつ公園にヒーターつけて障害者用のトイレを設置するというのはね、ボランティアの方々が行っても非常に困ると、冬だから夏よりも間隔短いわけですから、なぜそういうことを配慮してくれないのかということで、ぜひこれは実現してほしいということが強く要望されました。これについての見解を伺います。

○ 社会体育課長

ただいまの件でございますけれども、まず、桜ヶ丘球場の件に関しましては、現在、資料にもありますように、

1階、それから一塁側、三塁側のアルプススタンド側の最上段にそれぞれトイレを設置しておるところです。確かに、委員もご存じのとおり、球場内の通路自体が非常に狭隘な部分もございます、今後、今のお話ですと障害を持った方々に大変ご不便を感じさせていると。この辺は私も認識するところでございますけれども、現状ではなかなか難しい部分も確かにあるかと思えます。でも、今後どのような形で設置可能か、これにつきましては今後の検討課題とさせていただきたいと、こう思っております。

それから、もう1点、からまつ公園の関係でございます。これにつきましては、今もお話ありましたように、冬期間、歩くスキーなどで運営ハウスをご活用していただいていると。もう1つ、競技大会の関係も出ましたけれども、この件につきましては、大会のときは仮設のトイレ等も設置しておりますので、その辺のご不便さは幾分軽かろうと、こう思うわけです。それに関しまして、冬期のご不便さでございますけれども、利用状況も相当私も把握しておりますけれども、冬期間の関係につきましては公園敷地内にある公衆トイレという位置づけになってございます。そこで、今後、今日こういうお話があったということで土木部ともお話をさせていただきたいと、このように考えますので、ご理解いただきたいと思います。

○北野委員

2つ指摘しておきますが、1つは、桜ヶ丘球場ですね。私も何回も行きますけれども、一塁側のスタンドに向かって一番最上階を行けばトイレに着くんです。あそこは超満員ということは余りないですからね、十分車いすでトイレまでたどり着けますよ。何も障害はないんです。問題は社会体育の方でやる気があるかどうかということだけです。条件としては何の不備もないですから。

それから、からまつ公園ですけれども、移動トイレをつくるというけれども、衛生上からいえばやはり水洗の方がいいわけですから、これは当然そういう要望が出るのは当たり前です。今ね、一般家庭でも、くみ取りのところなんてほとんどないわけでしょう。だから、こういう点については、関係者、ボランティアで貴重なそういうご協力いただいている方の強い要望もありますから、これはぜひ、あれこれ言わないで検討していただきたいということを強くお願いしておきます。

終わります。

○委員長

共産党の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は3時20分といたします。

休憩午後3時03分

再開午後3時20分

○委員長

会議を再開し、休憩前に引き続き質疑を続行いたします。

民主党、佐々木委員。

○佐々木(勝)委員

小樽市職員倫理規程について

報告事項に対して何点かお尋ねします。

最初に、倫理規程に関する単純な質問ですが、第9条、「職員は利害関係者との間において…」とありますが、これは今回の小樽市の倫理規程の重点が置いているというふうには思わないんですが、まず、1項目から9項目の関連がありますけれども、こういうふう理解していいですか。1から8までが一つの事例で、それ以外のものは

「一切の利益や便宜の供与」ということで包含されているのか。

○職員課長

1号から8号につきましては具体的な例を示しておりまして、最後の9号につきましては、それ以外の一切のということでご理解いただければと思います。

○佐々木(勝)委員

そういう意味でとらえていいんですね。そういうことだと思うんだけど、これを、いわゆる9号、それでくくって最後は一切となるわけですね。

今まで小樽の中で、こういう点について心配された事例をもとにしてこういうものを盛り込んだのか、一般的にこういうふうなことという、その辺のところで、他に学んだということですから、学んだ部分というのはともかく、実際小樽に当てはめた場合、この辺がどうなのかということでお聞きします。

○職員課長

この禁止行為の具体的な項目につきましては、国や道あるいはその他の自治体の関係で規定しているものを参考にしておりますけれども、ただ、この中でも、私どもの中でも過去の事例を見ますと、贈収賄であるとかそういったものも過去に発生していることもございますので、そういうようなものもこの中には入っておりますけれども、過去の例だけでいいまして、ここに該当するものというのは项目的には非常に多いということではなくて、本当、ほんのわずかな部分では過去にそういった絡みで発生しているものはございますけれども、それらのものをすべて包括する形でここにのったということではございません。

○佐々木(勝)委員

それで、さっきも答えの中にあっただすけれども、今後この取り扱いがどういうふうになるか。これはどういう形になって、どう取り組まれるのかということについて。

○職員課長

この倫理規程につきましては、先ほど申しましたけれども、教育委員会なりその他の任命権者のところと歩調を合わせる形でですね、まとめ次第、全職員に倫理規程を配付をします。そのときには具体的な判断基準となりますマニュアルもあわせて配付をしたいというふうに思っております、さらにまた、それらの物の考え方、あるいは、私どもが想定しているもの以外で職場の中での疑問点等々もあるかと思しますので、職場の中で所属長を通じてこういった倫理規程の周知を図っていききたい。さらにはまた、管理職を対象としました、この倫理規程イコールということではないんですけれども、一般的な倫理の確立に向けた課長職の研修も今後実施をしていききたいと。そんな形でこの倫理規程を実際に運用していきたいと、そんなふうに考えております。

○佐々木(勝)委員

よく言われる「絵にかいたもち」にならないようにということは、恐らくないと思いますけれども、よろしくお願いします。

○佐々木(勝)委員

行政改革実施計画について

2つ目は、報告事項の行政改革の実施計画の件で1ページの7項目目、公正の確保と透明性の向上ということでまとめられております。

特に1項目目の評価システムの試行としての評価事業の調書を作成し、平成12年1月に検証を行いましたということで、これ中身に触れると非常にまた細部にわたって項目が多いと思うんですけれども、この事業調書、これはオープンになりますか。

○企画部濱谷主幹

事務事業評価システムについてのことでございますけれども、ここに書いてあります評価事業調書の作成という

のは、昨年の11月からこの事務事業評価システムについては全庁的に作業を進めてまいりまして、この1月に原課の方で各部から事業調書を作成していただいて提出していただきました。

これは自己評価ということで、以前にもお話ししておりましたが、総合計画の実施計画にのっている事業、大体500事業ぐらいございますけれども、この事業を対象に、所管であります各部が自己評価ということで事業評価調書を作成していただいて、1月から3月ぐらいまでの間に提出していただいております。

その後、次の作業といたしまして全庁的な視点から評価していくということで、原課で評価するのは第一次検証という言い方しております。それから、全庁的な視点で検証するのを第二次検証というふうな言い方をしておりますが、この第二次検証につきましては、評価委員会という組織を設けまして、企画が事務局になってこの第二次検証を現在進めております。

第二次検証の評価結果が出た段階で、その結果を現部におろしまして、そのとおり、例えばこういうふうに見直ししていく方向が出てくるんだけれどもどうだろうか、実施できるだろうか、あるいは、場合によっては、この事業については廃止する必要があるというふうな結果が出てくるけれども、原課としてどうなんだというようなことで原課におろします。そして最終的に評価結果としてこの500事業について、継続あるいは見直しだとか、あるいは中止だとかというような評価の判断をくだすと。

その時点でですね、その評価を一般に公開できるのかどうかということでございますけれども、このことについては、現在、以前にも話しておりますけれども、本市では当初は試行でやっていくということで、これは全国的に見ましてもこの評価システムについては確立した手法がまだ打ち出されておられません。ですから、全国的にも各まちまちにいろんな手法でやっているわけですが、小樽市におきましても、この試行をやった結果、どういう問題があるのかというようなことを検証しまして、そしてまた検討しましてですね、改めるところは改めて、将来的には実効性のある、精度の高いシステムにつくり上げていきたいというふうに考えていますので、まだ試行の段階ですので、その時点では公開は難しいのではないかと。ある程度実際に固まって、こういう方向で行こうというふうな実施段階になってから公開をしていきたいというふうな考えを持っております。

○佐々木(勝)委員

わかりました。一つ一つをこっちで検証するというわけにいかないから、それはいいです。

いわゆる事業調書、これはサンプリングは全部様式は同じですか。そこをちょっと。

○企画部濱谷主幹

事業評価調書につきましては全事業同じ調書を使っております。そして、評価の基準というものは、原部で評価する基準と、それから二次評価で全庁的に評価する基準と、それぞれ別な角度から評価するということで基準内容を変えておりますけれども、その原部でやる評価調書というのは全部統一されております。

○佐々木(勝)委員

わかりました。いずれ明らかになっていくだろうし、きちんとしたもの変わっていくというふうに期待しております。それが1つです。

○佐々木(勝)委員

室内プールの改修に伴う閉館について

それから、次が室内プールの関係。私、これ今日になって初めて知ったんです。表題見たときに、「室内プールの改修に伴う閉館」というふうに書いてあったものですから、閉館となれば、これね、意味、私のとり方がちょっと違ってたのかどうか、普通、期間の間は休館しますというのが普通じゃないかなと思ったものですから、閉館とぶつりきたので、普通の取り上げ方とちょっと違うかなというふうに思ったんです。まあ、言葉の定義の問題じゃないですけども。そうすると、単純に休みという、これからお知らせ版に載っけてね。しかし、休む期間結構長いみたいですから、何らかの形で議会の方にも報告があってもよかったのではないかなというふうに思ってるんで

すけれども、その閉館、休館の取り扱い含めてお伺いします。

○社会教育部長

プールの工事の関係でございますけれども、閉館、休館の言葉の問題なんですけれども、ご指摘の同じ趣旨で閉館という言葉を使用しています。

それから、議会の関係なんですけれども、実はこれ今月の14日にこの工事のための入札を執行いたしまして、その後、工事期間がどのくらいになるのか最後の詰めをしており、最終的に20日くらいに決まったという実態がございまして、改修でもございましたので、そういった中で本日ご報告と、そういった運びになりましたので、この点ご理解いただきたいと思います。

○佐々木(勝)委員

普通、やってない間は何か代替りのものとか、利用客にとってはお知らせだけ、その善後策というのはいないんですよね、特に。休みのお知らせだけ。

○社会教育部長

善後策の関係でございますけれども、この期間ですね、ちょっと私の方で調べましたら、この休む期間、10月、11月というのは、年間5万6,000からの利用者がございますその中で、その10、11というのは経年どのくらいの利用実績があるのか資料を調べましたら、約4,000人くらいの方々が利用されていまして、そのうち一般使用と占用使用というグループ・団体で利用していることもございます。それから、お年寄りの方の水中体操みたいなものもございます。特に私ども一般フリーのお客さんはなかなか難しいですけれども、そういった占用利用されている方には、そういった利用にあわせて、高島小学校のプールが温水プールになりましたので、そういったプール利用への橋渡しの対応についての手配といいますか、そんなところについては配慮を、手続等をさせていただいていると、このような今の状況になってございます。

○佐々木(勝)委員

わかりました。

○佐々木(勝)委員

陳情第41号について

次に、陳情第41号にかかわって、先ほど報告があって受けましたが、松ヶ枝中学校の通学路の安全確保ですね。恐らくこれまでもこの場所についてはいろいろと話が来ていたのではないかなというふうに思います。今回は陳情の形で、代表、署名を含めてここに上げられているわけです。先ほどの受け止めについては上がったということで報告受けましたが、ここに至る経過があると思うんですよ。

私心配するのは、今回、適正配置も含めて松ヶ枝中学校は一応人数は少ないといえども受け入れ校になっているんですよね。そういう面で考えれば、受け入れ校も含めて教育条件整備ということで、できる限りやっというところで受けとめているものですから、その見通しがいい中で上がってくるものもあるだろうし、多少その辺のところを検討しながら上がってきているものではないかなというふうに思うものですから、表題に書かれている内容からすれば4項目上がっていますので、その辺のところを含めて、どういうふうに受けとめて、どうしようとしているのか、それをお聞きします。

○学務課長

今佐々木委員ご指摘のとおり、実は、この陳情は議会にも提出されているわけですが、8月25日にPTAの会長さんほか、全部で4名ほどだったと思いますが、PTAの役員の方が教育委員会にもみえまして、教育長含めて、今回出ている陳情と同じような内容になるわけなんですけれども、要望等についてお聞きし、話し合いを持っているところです。

それで、ここの部分は従前から学校の方からも大変滑りやすい道だということでのご指摘がありまして、現状ど

という対応をしているかと申し上げますと、前段で申し上げましたとおり、土木部に要請いたしまして除雪あるいは滑りどめの砂の散布といいますが、砂まき、そういったことも当然やっております。

また、教育委員会といたしましても、なかなか時間帯が登下校時ときちっと合わないということもございますので、実は近所の方に市の囑託という形で、冬期間囑託発令をいたしまして、その方に登下校時間に合わせて砂をまいていただくというような形での対応をしております。また、学校の中でも、これは生徒指導上の問題になるわけですが、道路の両側を歩くのではなくて、片側、山側の方を歩かせるようにしているようですけれども、山側の方を歩く、あるいは、特に歩道を通学してくる生徒と車がバッティングしないように、生徒が登校する前に先生方は学校に入ってもら。幾つかの手だてというのをとっているところであります。

もちろんこれで十分ということではありませので、またその生徒の登下校時間帯等も含めながら、なお安全対策上の方策について、道路の形状等もございますので、土木の方の知恵もかりながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○佐々木(勝)委員

ここは学校用地ですよ。一般道路でない、市道でない。しかし、接点になっているところは市道にぶつかっているところで生活道路になっている。こういう複雑な部分は持っていると思うんです。それで、ここにある「専門的路面状況調査」という名称で上がってきているんですよ。これはどういうふうに受けとめていますか。

○施設課長

松ヶ枝中学校の通学路の関係ですが、あそこの路面は、坂になって右肩落ちといいますが、こういう斜めな道路になってますから要するに滑りやすいということがあります。それで、例えば道路改良する場合に路盤工事といいますが、そこからやっていかないと、仮にロードヒーティングするにしても、そのまますぐやれないということで専門家の意見を伺いたいということです。

○佐々木(勝)委員

前にも調査してもらったんですが、通学路の安全点検ということで、それぞれの抱えている学校はいろいろ持ってると思うんです。それで、現地に赴いて実態掌握というのかな、これについてはいわゆる学校用地だから委員会だけですか、ほかの関係する部と一緒に点検したんでしょうか。

○施設課長

平成8年でしたか、その当時は1回建設課といいますが専門の方と現地は視察しております。そのほか私どもの方だけで最近も現状は確認をしているところでございます。

○佐々木(勝)委員

ロードヒーティング化という問題がそこに載ってますけれども、技術的に、まあ予算等もあるんでしょうけれども、その方向性なんていうものは入れて検討してきたのか、その辺のところどうですか。

○学校教育部長

校地内の通学路の安全の問題ですが、松ヶ枝中学校に限定してお話ししますと、あそこを全線ロードヒーティングするとなると、全長で約300メートル弱ということで、かつ幅員が6メートルから7メートルと、ということでございますので、やるとすれば路盤改良につきまして2億円程度かかると、こういうお話でございます。しかも校地内、学校内ということでございますので、国庫補助ですとか、あるいは起債の対象にもならないということで全額単費になると、そういう状況がございます。さらには、それに伴いますランニングコストと申しまうか、維持管理費がまた1,000万単位でかかると、ということでございますので、財政的なことだけを考えると厳しい面がございます。

それで、私も、この安全対策を願うところでございますので、今担当課長の方からお話ししましたとおり、当面の手だてとしては、学校と協議をしながら、より安全の高い方策、いろんな方策を講じてますけれども、そうい

ったことでこの問題について対処しなければなりませんし、さらには関係部のお力もいただきながら、こういった方法がさらにあるのか、そういった面を両面含めてやっていかなければだめだなというふうに思っております。

○佐々木(勝)委員

一応生活道路にもなって、関連する家なんか通ってますからね、丁寧な対応をしてもらいたいというふうに思います。

○佐々木(勝)委員

子供解説員養成講座について

その次は、教育委員会の方にお聞きします。

細かい点で、この間、旧日本郵船の関係で、小樽の子供解説員の何か出ていましたね。5名いるという、そして2回にわたる子供解説員の役割を果たしたといったことで。この目的ですね、実施の運びについて。

○社会教育課長

ただいまの日本郵船の子供解説員養成講座の件についてでありますけれども、これは私たちは教育目標の一つとして文化財に親しんでいただきたい、常にそう思っております、その中で子供たちにも解説員をお願いいたしまして、自分たちの街にある文化財にもっと親しみを持って理解をしてもらおう、そういうことを目的といたしますが意図してこの講座も開催されているんですけれども、開催に当たりましては、ただ単に学ぶよりも、自分たちが学んだことを何かの機会に解説するといいますか教えるというような形をとった方がよりよいのではないかと、そんな形で実施をさせていただきました。

○佐々木(勝)委員

お知らせ版でこれは公募という形でやったんだと思うんです。非常に発想はいいなというふうに思っているんですけれども、全体のものにしていくためには、今後も仕組みと仕掛けをつくらなければならないだろうというふうに思うんですね。一発だけで終わるのかなという感じもするんですけれども、ここに至る、いわゆる公募する、そして養成講座も開く、何名を予定して何名来て、お知らせ版でやったんだと思うけれども、学校関係のところ呼びかけはしたんだろうか。それはどうですか。

○社会教育課長

募集の方法ですけれども、今おっしゃられましたとおり、私たち広報のお知らせ版の7月号で募集いたしました。そのときは、内容といたしましては小学校5～6年生の方を対象に6名ということで、これは実際に私どもが学芸員あるいは旧日本郵船にいる方が講師となって子供たちに3日間教えて、その後、広報おたるでやっておりますファミリーバスが郵船見学もありますので、そのときに解説をしてもらおうと、こういうような意図でやったわけですけれども、募集した人数が非常に少ない、6名という形で少なかったということもありまして、とりあえず広報だけで募集したということで、学校の方には、こういう趣旨で募集しますので応募してくださいというような働きかけといたしますか呼びかけはしませんでした。

○佐々木(勝)委員

それで、今後ね、今年はそういう企画でやったんだろうが、この後も継承するのか、また別な新しい企画をするのか、今後の取り扱いは。

○社会教育課長

ただいま申し上げましたように、ちょっと今年は試行的な意味もあってやったんですけれども、受けられた子供たちの後の感想文の中でも、非常に楽しかったとかおもしろかったというような好意的な感想が多かったものですから、基本的には来年もやっていきたいと、こう考えておりますけれども、どういう形でやるかにつきましては、募集人員の問題とか講座の日数の問題とかですね、少し今年の部分を反省する中で、またどのような形でやるかというのも検討して、何らかの形でやっていきたいというふうに考えてございます。

○佐々木(勝)委員

わかりました。

それで、子供が対象ですから、この扱いはボランティアということになるんですか。それとも一定の手だてはしたんですか、この5人の子供たちに。

○社会教育部長

まず1つは、先ほど申しましたように、子供たちに自分たちの街にある文化財を理解していただくということで実施しておりますので、ただ、それらのより効果を上げるという意味で、ファミリーバスで来た方の解説をしていただいたという。子供たちの労力を当てにしているという意味ではありませんので、そういう意味では、ボランティアかボランティアでないかというご質問には何てお答えしたらいいのかわからないんですけれども、ただ、この講座を開くに当たって、もちろんお金を取るというようなことはしてませんけれども、例えばこれを受けにくるバス代とかそういう部分については実費で負担していただいております。

○佐々木(勝)委員

解説員養成講座をオープンにして、そこに多く参加してもらおうということも大事ではないかなというふうに思っていますけれども、そういうところも含めて検討し、今後に生かしてほしいというふうに思います。

○佐々木(勝)委員

青少年スポーツ振興事業について

それから、細かい点ですけれども、青少年スポーツ振興事業にかかわって、現在行われている事業の概要についてお知らせください。

○学務課長

スポーツ振興事業は実施要綱を教育委員会で決定しておりまして、それに基づいて実施をしております。事業内容としては4点ほど掲げておるわけですが、ここ数年の低金利ということの影響がございまして、今中心に行っているのは、全国大会に参加をする児童・生徒、高校生まで含めてですけれども、参加費の一部助成並びに青少年スポーツ賞の顕彰事業を行っております。

○佐々木(勝)委員

現在、1人1万ということですね。今まで市からの持ち出しがあるかと思いますが。

○学務課長

60年から事業を始めまして、当初は預金利息も相当高かったものですから、その果実を利用するという形で進めてきたわけですが、平成8年度以降から預金利息だけではなかなか対応できないということになりまして、財政の方とも協議しました。お願いいたしまして、一般会計の方からも財源を入れております。ちなみに平成11年度で一般会計から入ってきている金額は43万円ほどでございます。

○佐々木(勝)委員

そうすると、この先の見通しと対策を教えてください。

○学務課長

先ほど言いましたが、当初の目的は当然その基金利息の運用ということで進めてまいりました。それで、運営するための委員会も設けているわけですが、その中でも、基金を取り崩すということでの議論も含めてさまざまな議論をいただいているわけですが、今ここで基金を取り崩すという形になってきますと事業そのものが今後どんどん先細りしていくということもございまして、当面は、財政と協議の上ということになりますが、定められている事業を一般会計も導入しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○佐々木(勝)委員

国旗国歌について

先日来ずっと国旗国歌問題に触れてきております。まず、国旗国歌の今の位置づけ、特に学習指導要領の位置づけはどういうふうになっておりますか。

○指導室長

学習指導要領における国旗国歌の位置づけについてですが、これは小学校、中学校それぞれありますが、小学校につきましては、現行の学習指導要領については、社会科の中で4年生と6年生で、4年生におきましては「私たちの国土」の中で我が国や諸外国には国旗があることを理解させるとともに、それを尊重する態度を育てるよう配慮するとありますし、6年生の中では「世界の中の日本」の中で、我が国の国旗と国歌の尊重を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮するとなっております。また音楽におきましては、各学年を通じて、児童の発達に即して指導することとなっております。もう1点、小学校では特別活動においては、入学式や卒業式などにおいて、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに国歌を斉唱するよう指導するものとあります。

中学校におきましては、社会科は公民におきまして「国家間相互の主権尊重と協力」の関連で、国旗及び国歌の意義並びに、それらを相互に尊重させることが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てるように配慮するというので、特別活動については小学校と同様となっております。

○佐々木(勝)委員

学習指導要領から今度は現場対応になりますね。現場ではその取り扱いはどうなっているんですか。

○指導室長

学習指導要領についてですが、学習指導要領では総則の第1の教育課程の一般方針の1のところに、各学校においては、法令及びこの章に示すところ、つまり学習指導要領の示すところに従い、適切な教育課程を編成するものとする。それから、第2の内容等の取り扱いに関する共通事項では、第2章以下に示すというのは、この学習指導要領に示すということですが、各教科、道徳及び特別活動の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなければならないというふうに定められております。

○佐々木(勝)委員

よく使われる言葉で、教育長もそうですけれども、適切な指導をしてまいりたいと。この中には、いわゆる職命をもって指導すると、こういうのはないですね。あくまでも適切な指導という、取り扱いですよ、現場における。今、学習指導要領における指導の仕方については室長の方から話があったけれども、その現場指導における表現とかな、ここのところはないの。

○指導室長

学習要領に基づく指導のあり方についてですけれども、学習指導要領に基づいて教育課程が編成されるように指導・助言を行うということが一般的でありますけれども、特に必要な場合においては具体的な命令を発するということもできると考えております。

○佐々木(勝)委員

その中身からしてくると、いわゆる委員会がとり得る範疇とかな、その辺のところに絡むんだけど、今回国旗国歌法が成った。その中には、いわゆる尊重規定や罰則規定は設けないで、いわゆる強制を避けるという意味で国旗国歌法はつくられたというふうに受け止めますがどうですか。

○指導室長

国旗国歌法との関連でありますけれども、国旗国歌法が制定される中では、確かに委員のお話のとおり強制するものでないということもありますが、それ以前に学習指導要領に基づいて適切に執行されるものとする、これが国旗国歌法の制定により、より一層理解が進むものとされているというふうに判断されておりますので、そう理解しております。

○佐々木(勝)委員

判断するというのはね、そこが大事なところなんだけれども、明文化されてそこに来ているわけじゃないですね、今の表現がね。より強化されたものというふうに受けとめるということですか。

○学校教育部長

佐々木委員から職務命令との関係の話でお話しされているとすれば、まずその前に、教員は学習指導要領に沿って、これはいわゆる職務になりますから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第43条において、職務に忠実に従う、あるいは上司の職務命令に従う、こういう位置づけもまたなされている、こういうことでございます。

その間に不適切な取り扱いがあれば、それは職務命令の対象になると、こういうことを教育長はおっしゃっているわけございまして、それがそれでは小樽の現状と結びついた場合にどうなるか、こういうことになりますと、それは職務命令というのはあくまでも話し合いが優先されますので。それはなぜかということ、学校現場というのは、教員あるいは子供たちとの信頼関係に成り立っている。こういうことでございますので、まず話し合いをして共通理解がある。その上に立って職務命令というのは最後の手段ということで、そういったことの趣旨で教育長はお話しされていると、私はそう理解をしています。

○佐々木(勝)委員

それで、札幌市の一連の動きというのが結果的にどうなったかということ、実施率を上げると。実施率を上げるとというのが大目標だと。そのためにはということで職命が出せる要件づくりをし、職命が発せられる条件づくりをまたそこでつくっている。こういうことだと思うんです。これは入学式、卒業式にかかわっての内容でしょう、このところはね。ふだんの指導における適切な指導というようなこと聞きました。だから、入学式、卒業式に当たって札幌市教委が考えた方法というのは、実行率を上げるために方法・手段はこういう方法をとっている。ふだんの指導と実行率を上げるということは、私は何となく区別を、関連があるんだけど、整理ついてないなというふうに思うんですよ。そういう面で考えれば、いわゆる小樽における実施率だけを上げるためにはどうするかということではなくてね、適切な指導というか、学習指導要領に基づく、いわゆる委員会としての指導の範囲を超えない指導というものがそこにあらわれるのではないか。札幌の場合はその辺のところはね、一連の動き、教育長、もう1回札幌の行った行動について。

○教育長

各教科で教えられる国旗国歌の取り扱いの問題は、学習指導要領は法的拘束力がありますし、教職員はそれに従って児童・生徒に教えなければいけませんから、そういう指導が行われるよう期待されているものであります。学校行事における国旗国歌の掲揚・斉唱については、これは学校が教育課程を編成し実施するとはまた別な観点で、特別活動の中で国旗を掲揚し国歌を斉唱すると言っておりますので、私はそれに至る道は幾つかあるだろう、小樽の立場は教職員の理解をさらに深めて実施率を上げていきたいという私どもの今とっている方針です。しかし、札幌市教育委員会が今回職務命令を発したということは、これはやはり一歩大きく踏み出したものと、こう考えておりますけれども、その経緯についてはまだお聞きしておりませんので、今後いろいろとお聞きして私どもの指導の参考にもいたしたい、そう思います。

○佐々木(勝)委員

先に処分ありき、それから職命がついてくる。そして内容を報告する。そういうことの形になっていることについてはやはり問題だというふうに私は思っているんです。ただ、今言うように小樽市の場合についてはこれまでの経過があるわけですから、この国旗国歌法、法律にかわったことによって、文部省の受け止めが多少違いがあるように私は思うけれども、実際に指導の仕方云々は、この国旗国歌法によったことによって従来とぐっと変えたんですか。変わってないと思うんですけれども、その辺いかがですか。

○教育長

札幌市教委はそういう判断をいたしましたけれども、先日もお答えいたしましたように、道教育委員会がどのように対応されるか、あるいは、後志は20市町村の中でどういうふうに対応していこうかというのはこれからの問題でございます。しかし、国旗国歌法が成立してから、国旗国歌を尊重する態度を育てるという、そういう法ができたわけですから、そのことによってやはり指導を深めていかなければいけない、そう考えております。

○佐々木(勝)委員

繰り返しになりますけれども、簡単に言うと、教育課程の編成含めて、教育課程と学校とそれから市教委の関係がありますよね。このところを整理してください。

○教育長

教育課程は学校が編成し実施するというのは先ほどもお答えしたとおりですが、適切な教育課程が編成、実施されるように、教育課程については教育委員会は指導・助言する、そういう義務を有しておりますので、そのことについても考えていかなければいけない、そういうことになると思います。

○佐々木(勝)委員

ということは、教育内容、方法・手段も含めて、こうやりなさいと決めて、それを強制してやるものではないというふうに思ってるんですけれども、指導室の関係はどうですか。

○指導室長

私どもの考えにつきましては、先ほど来お話しさせていただいているとおり、学習指導要領の趣旨に基づきまして適切に実施するよう努めてまいりたいと思っております。

○佐々木(勝)委員

私が聞いたのはね、学習内容、教育課程で、それから教育内容を含めてそこに、方法・手段も含めてですよ、教育活動を学校でしていく中で、教育内容や教える手段はこうしなさいという強制でやりますかということです。

○指導室長

今のお尋ねについてですけれども、学習指導要領自体が内容や方法について細かなところまで規定するものではないので、そういう面では、学習指導要領の趣旨に従って各学校が適切な教育課程を編成、実施できるよう指導してまいりたいと考えております。

○佐々木(勝)委員

そういう意味では、その内容・手段含めてね、強制というか、何ていいましょうかね、指導・助言の部分ではとどまるけれども、そこからは職命をもって、こうやりなさいということはできないのではないですか。

○学校教育部長

そのことについて教育長は答弁してございますけれども、それぞれの状況によって、教育長は「目に余る」という表現を使ってございますけれども、そういった状況がある場合には法的には職務命令を出すことは可能だと、こういうことでございます。

○教育長

学校が教育課程を編成、実施するというのは、学習指導要領に基づくということですから、学校で校長や教職員が学習指導要領に基づいて児童・生徒を指導することは全く強制に当たらない。適切に実施することに当たると、そう思っております。

○佐々木(勝)委員

私が聞いているのはね、適切な指導と職命をもって「やりなさい」という、職命はそうやりますかということなんです。

○学校教育部長

ですから、今教育長お話し上げましたとおり、教員というのは学習指導要領に基づいて指導するというのが

職務になってございますので、その状況の中で、目に余るという表現を使いましたが、そういったことが出てくれば、それは一般的に職務命令ということはあると、こういうことだと思います。

○佐々木(勝)委員

教育内容、それから方法・手段、学習手段で、この方法でやりなさいというふうな職命は出せますかと言ってるんです。

○指導室長

学習指導要領の押さえ方についてのご指摘だと思います。

学習指導要領につきましては、先ほども申しましたが、それぞれの教科、道徳、特別活動、現行でありますと、この3領域について、その指導内容の大綱的なものは定められております。また、総則のところにおきましては、その指導方法につきましても、適切な指導をする内容について記述されているところがあります。ですから、そういう学習指導要領の範囲を十分踏まえまして、学校では適切な教育課程の編成がなされるというふうに考えておりますので、そういう範囲で子どもは各学校が適切に教育課程を編成し実施されるよう指導を強めてまいりたいと考えております。

○委員長

民主党市民連合の質疑を終結し、公明党に移します。

○斉藤(陽)委員

小樽市職員倫理規程について

まず、今度発表されました小樽市職員倫理規程についてお伺いをいたします。

まず、今回の規程で市職員に対して一番強く訴えなければならないとお考えの点はどのようなことでしょうか。

○職員課長

先ほどご説明させていただきましたとおり、私どもの中では一連の不祥事が発生してございますので、この倫理規程の中では第3条の職員の指導監督に細心の注意を払うこと、さらにまた、第7条の第2項、第3項の服務管理者、課長職でございますけれども、こういったところでの責任感の醸成あるいはまた事務処理における内部牽制体制の確立、こういったものを常に見直しを図りながら進めていくと、この点が大きな特徴かというふうに考えております。

○斉藤(陽)委員

第7条3項の事務処理の内部牽制体制の確立ということであつたわけなんです、これ非常に抽象的なんです、もう少し具体的に、どのような体制づくりが目指されているのかという部分についてお示ください。

○職員課長

この第7条で言っております内部の牽制体制のところでございますけれども、先ほど申しました一連の不祥事というのは、1人の職員があらゆる意味で最初から最後までかかわっていたといったような中で、1人に集中して起きてございますので、そういったものが係の中で、あるいはまた事務処理をやるということになりますと、それぞれ事務処理の要領等も決めております。あるいはまた財務会計規則等もあるものですから、そういったものに照らし合わせて、どういったチェック体制が必要なのか、あるいはまた公印であるとか通帳の保管、そういったものはどういった形で保管していくのがいいのか。そういった意味で、要領あるいはまた取扱要綱等に立ち戻って必要な手だてをその中で考えていく、そのようなことで、この中の体制、チェック体制も含めてつくっていききたいと、そんなふうに考えております。

○斉藤(陽)委員

第12条の違反行為なんです、これについての処分は、違反行為に対する処分ということで具体的にどのような処分・措置が例として考えられるのか。

○職員課長

第12条で言っております処分・措置等につきましては、こういうふうな行為をしたから例えばこういう処分をするということで今もちろん考えているものではございませんで、一般的には、この規程に違反しますと、懲戒審査委員会等をくぐる中で市長の方から処分等が出されるわけですから、それを、その内容あるいは程度、そういったものを総合的に勘案する中で処分・措置というのを決めていきたいと思っておりますので、今具体的にこういう場合にこうだ、こういう場合にこうだということではなくて、そういった一連の手続の中で処分・措置というのは決めていきたいと、こんなふうに考えております。

○斉藤（陽）委員

この項の最後ですけれども、不幸にして今年2件の不祥事が本市で発生をしているわけですが、今回のこの倫理規程がもしあったとすれば、その2件のケースに対してどのような防止効果があったと、有効性があるというふうにお考えでしょうか。

○職員課長

この規程があったときに一連の不祥事が防止できたかどうかということだと思っておりますけれども、先ほどの繰り返しになってしまうかもしれませんが、たまたま不祥事というのは1人にいろいろな形ですべて集中して、すべて1人がいろいろと行っていたといったようなことが基本に、さらにまたチェック体制が働いていなかった、そういったことの中から起きているというふうに考えておりますので、今回つくろうとしていますこの規程がですね、それぞれ職員がそれぞれ自覚をしながら、さらにまた、この中で言っておりますいろいろなチェック体制等も含めた体制がとられていれば、当然未然に防止ができるものというふうに思っておりますので、こういったものからかんがみまして、この規程がそういう意味でも、防止といいますか、有効な手だてになるように、職員の方にも、あるいはまた職場にも取り扱っていくように取り計らっていきたいというふうに考えております。

○斉藤（陽）委員

図書館について

次に、図書館についてお伺いをいたします。一般質問でも質問させていただいたんですが、もうちょっと具体的にお伺いしたいと思います。

平成11年度の貸し出し冊数なんです、図書分類別のベストスリーはどういったところになりますか。

○図書館長

これは平成11年度より11年という形でご報告させていただきたいと思っております。11年1月から12月までという形でご報告させていただきたいと思っております。ベストワンが文学、冊数で申しますと12万5,833冊の貸し出し、それから、2番目は児童書、11万4,313冊、3番目が芸術、2万500冊。以上となっております。

○斉藤（陽）委員

この貸し出し冊数を蔵書の冊数で割った蔵書回転率という数字があるんですけども、この平成11年度で、今の教えていただいた図書分類別の蔵書回転率の数字の大きいベストスリーというのはどの分野になりますか。

○図書館長

分野別の図書の回転率でございますけれども、これは分野ごとの貸し出し冊数を分野ごとの蔵書数で割って、図書が1年間にどれだけ貸し出されたか、そういった統計でございます。1位は児童書2.3、いわゆる1冊の本が2.3冊当たり借り出されているということです。第2位が文学、2.1冊です。それから、第3位は総記、1.8。総記というのは百科事典だとか逐次刊行物、週刊誌なんかも含まれる分野でございます。

○斉藤（陽）委員

それで、この蔵書冊数ですね、この分野の蔵書冊数というのは、今児童書が1番で文学が2番、総記が3番ということだったんですが、ここ数年間でこの分野の蔵書というのはふえているんでしょうか、どうですか。

○図書館長

これはちょっと統計と申しますか数字が出ておりますので、ここ3年間の数字を報告させていただきたいと思います。

まず児童書で申し上げますと、これは当然蔵書に対する割合でございますけれども、児童書が平成9年で23.6%、10年で21.8%、11年で21.5%、次に文学でございますけれども、平成9年で26.3%、10年で25.2%、11年で25.3%、それから総記でございますけれども、9年で2.5%、10年で2.7%、11年で2.7%です。

○斉藤（陽）委員

今、比率で教えていただいたんですけれども、実数といいますか、蔵書の冊数でふえているかどうかということ はわかりませんか。

○図書館長

蔵書冊数となりますと、冊数でも押さえているんですが、ちょっと今日持ってきておりませんけれども、実数は総数がわかります。図書の蔵書総数の推移を申し上げますと、平成9年度が23万5,575冊です。ですから、今言った率を計算すれば冊数が、大変申しわけありませんけれども、そういう形です。それから、10年度が22万8,796冊、11年度で23万4,048冊。確かに蔵書の数の中で9年から11年度で見れば若干蔵書が減っています。本来ならば毎年ふえていくはずでないかと申しますけれども、やはり蔵書の中でも、ずっと将来まで収蔵していくべき図書なのかどうなのか、そういった、いわゆる収蔵庫の問題もありまして、逐一選別しながら事務を進めている結果とご理解いただければ幸いです。

○斉藤（陽）委員

この中で、ベストスリーの中で一番多いのが児童書なんですけれども、この児童書については平成11年度の新規購入冊数というのは何冊になりますか。

○図書館長

平成11年度の新規購入冊数でございますが、児童書では1,019冊となっております。

○斉藤（陽）委員

これも他の分野の新規購入冊数と比較した場合に多いのか少ないのかという点はどうですか。

○図書館長

図書の分野では今現在12分野あります。12分野中、児童書のこの1,019冊は文学に次いで2番目の購入順位となっております。

○斉藤（陽）委員

それでは、次に移りまして、冷房についても一般質問でお伺いしたんですが、比較的図書館は自然通風がよいと。緑もあるし涼しいというご答弁をいただいたんですけれども、学生とかは受験勉強なんかありまして朝から晩まで図書館にこもって勉強するみたいな、そういった学生さんもいらっしゃるわけで、通常、一般利用の短時間の利用であればそんなに気にならないということかもしれないんですが、そういった受験勉強の学生さんなんかに対してですね、夏場の冷房がないという部分については相当やはり気になるといいますか、暑さがこたえるという、そういった声もあるんですけれども、再度この夏の冷房についてはどのようにお考えでしょうか。

○図書館長

今のご質問でございますけれども、一般質問の中で教育長の方からもご説明しているところでございます。市立小樽図書館、昭和57年に竣工されまして、築後18年経過しております。残念ながら建設当時そういった冷房設備をしないままに今日に至っているわけです。築後18年たちまして、いろいろな箇所、見かけとは違いまして相当老

朽化が内部の中で進んでおります。そういった中で、館内においては照明の部分が相当老朽化してきているのですが、電気のコントロール、そういった部分もあると思いますし、今年はボイラー、冬の最も、我々北海道に住んでいる者としては冬の暖房の方が非常に重要でございまして、ボイラーがもう寿命が来ておりまして工事をしたところでございます。

そういったところで、緊急課題の方をやっているという現状でございます。確かに1カ月という、実質の真夏日1カ月弱でございます。そういった意味では、大変利用の面で長時間の利用者にはご迷惑かけてますけれども、そういった緊急課題に先に追われているといったことをご理解願いたいと思いますし、館内でもできるだけ窓をあけながら緑の風を入れるように努力しますので、ご理解のほどいただきたいと思います。

○ 斉藤（陽）委員

わかりました。

本当に設備の部分ではいろいろ手が回らないということもあると思いますけれども、検討をしていただきたいと思います。

最後に、閉館時間といいますか開館延長ですね。これについてはアンケート調査が行われて非常に要望が強いということがわかったわけですが、ぜひ実現をしていただきたいんですけれども、1つ心配な点といいますか、職員の体制なんですけれども、例えば、例としてですね、午後8時くらいまで開館するというためには相当職員の方の変則勤務といいますか交代勤務といいますか、そういった部分になってしまうのかという部分が気になっているんですが、いかがでしょうか。

○ 社会教育部長

図書館の関係でございますけれども、いろんな関係でお話ございますんですけれども、閉館時間の延長ということでいろいろ強い要望があるという形で私どもも押さえてございまして、本会議で教育長もご答弁申し上げたように、アンケート結果では37%の方が閉館の延長ということを希望しているということでございます。

今、私ども、このアンケート結果等を踏まえて、将来的な部分でございますけれども、今お話しの職員の体制ですね、こういった面がどうなのかということを今作業を進めてます。それと、当然経費の部分がこのことによってどのようになるのかとか、こういった面が1つございますので、これも既に作業を進めてますけれども、主要都市の図書館の開館時間の実態、こういったものも既に調査を終えておりますので、こういった中で、今検討中でございますので、こういった作業でその辺の検討も今進めてございますので、今の答えになりますけれども、人員の問題についても今ちょっと言及できませんけれども、そういった観点での調査を進めております。

○ 斉藤（陽）委員

ちょっとわかりづかったんですけれども、結果的にはそういう変則、交代のような形にせざるを得ないという意味ですか。

○ 社会教育部長

いろんなやり方、方法論があるんですけれども、実働時間というのがまず、1週間のそういった中で、現況の時間の中で、例えば単純に2時間を1週間の時間度数にその分を出すということになれば、当然時間が延びますね。そういう方法も1つありますし、あるいは、実際の実働時間の中でですね、例えば9時半を仮に10時にやった場合に、そしておしりの方を仮に週に1ないし2回、仮にお話の2時間程度時間を延ばした場合には、全体的にトータルの時間数がどのようになるのか、こういった調べ方ですね。そのことによって、現有の人員体制でできるものなのか、さらには、変則ということになりますれば、そういった部分で臨時職員なりそういった部分が、あるいは時間外をやるというようなことも出てまいりますので、その辺のところまだ結論出ておりませんが、そういった中で今検討をしているというところでございます。

○ 斉藤（陽）委員

実際に開館している時間をですね、需要の多い部分にシフトするとか移動するとか、そういったことも考えられているということですね。要望といいますか意見なんですけれども、確かに開館時間、量的な時間延長ということも必要なんですけれども、職員の方の勤務体制とか、そういった部分が余りにも無理がかかるということになりますと、実際の図書館機能の中身が薄まるとか手薄になるとか、そういうことはまた非常にマイナス面になってしまいますので、単に時間を無理やりということではなくて、中身の充実といいますか、人的な部分を含めてのそういった内容の向上という、そういった面でぜひ検討していただきたいと思います。

○斉藤（陽）委員

博物館について

続いてなんですが、博物館について伺いをいたします。

博物館は、最近非常に言われている点なんですが、ただ今までのように展示を見るだけということではなくて、実際にその実物にさわったり、味わったりとか、においをかいだりとか、そういった直接肌身で五感で感じる活動というのが非常に大事だと。ハンズ・オンということで盛んに叫ばれているわけなんですけれども、小樽の博物館として、このハンズ・オンの取り組みというのはどのようにやっていますでしょうか。

○博物館長

ただいまのご質問でございますが、私ども博物館ではハンズ・オンにかかわる展開としては、例えば火をおこす体験を実際に子供たちにしてもらおうとか、あるいは、博物館で収蔵しているコレクションを活用して、実際に「うす」と「きね」でもちをついていただくとか、あるいは、しめ縄をつくっていただくとか、そういった形の参加体験型の事業を実施してございます。

○斉藤（陽）委員

具体的にパターンが4つぐらいあると思うんですけれども、いわゆる参加体験型といいますか、今おっしゃったような、火をおこす体験だとか、もちつき体験だとか、そういったもの。それから、レプリカをつくってですね、実際の本物の収蔵物といいますか実物は非常に貴重なものですから、いじれないということで、そのレプリカをどんどんさわってもらおうとか。あるいはバーチャル体験といいますか、コンピューターグラフィックスなんかありますけれども、そのバーチャルな空間の中で疑似体験をしてもらう。あるいは実際にアウトリーチとかフィールドワークという形で部屋から出てですね、山だとか川だとか、そういったところで観察をする。そういったパターンがあると思うんですが、これらそれぞれについて小樽の取り組みとか、こういったことがございますでしょうか。

○博物館長

ハンズ・オンにこだわることなく、従前より当市博物館におきましては、普及講座あるいは体験講座、自然観察講座あるいは歴史探訪講座、それから出前講座というような事業名で展開してきたわけでございます。それを近年、ハンズ・オンあるいはアウトリーチという言葉が非常に大きく世に出てまいりまして、分類するというわけにもいかず、我々としてはその業務内容をどちらの分野に入るのかという、そういう整理の仕方をしているところでございます。

その中で、現実的にはレプリカをつくるということは、経費的な問題、あるいはその技術の問題、そういったものがあってなかなか難しい。しかしながら、貴重なコレクションについてはレプリカづくりの作業は計画的に進めておりますが、まだ一般利用者あるいは子供たちに手に触れていただくところまではいっていないというのが現状でございます。それからバーチャリズム、バーチャルにかかわる体験でございますけれども、これも当博物館といたしましては非常に経費のかかる話でございますが、当館では今風に言うバーチャルは導入してございません。ただ、パノラマだとかジオラマという、そういう一種仮想空間、現実的な自然環境を目の当たりに見ていただくという、そういう視点からいえばこれもバーチャリズムの中に入りますので、そういう中で、ボタンを押すことによ

てその小鳥の鳴き声が聞こえるとか、あるいは虫の鳴き声が聞こえるとか、そういう展開を図っております。それから、アウトリーチでございますけれども、これらは自然観察事業、昆虫の観察ですとか、あるいは植物の観察、それから、歴史探訪の中で小樽とかかわりの深かった開拓の歴史の跡を訪ねるというようなことで、あるいは埋蔵文化財にかかわる周辺の遺跡を訪ねるという、そういった形でアウトリーチ事業を展開してございます。

○ 斉藤（陽）委員

博物館にとってはですね、いわゆる実物体験といいますか実物享受という部分が、いわゆる普通の学校の教室の勉強では得がたい、非常に博物館の命のような部分ですので、ぜひ今後ともですね、経費がかかるということもありましたけれども、何とか職員の方の、学芸員の方等の工夫をいただいて事業の中身を高めていただきたいということを要望して終わります。

○ 委員長

公明党の質疑を終結し、自民党に移します。

○ 横田委員

職員倫理規程について

私の方からも職員の倫理規程についてお尋ねいたします。各会派の皆さん方も質問されましたので、重複する部分を削りますので、よろしくお願いします。

まず、第7条の、内部牽制体制の確立を図る、こうありますが、平たく言いますと、職員がお互いを監視するといいいましょか、注視していくということになりますが、こうしたことにおいて職員が端緒を得た場合にどういふふうに報告をするのか。これ下手しますと密告みたいな暗いイメージになってしまうでしょう。おかしいあばいになるかと思うんですね。ですから、これはきちんと制度化してですね、こういうことがあったので、こういう制度にのっとって報告したと。こういうことでなければ、それこそおかしくあいにしちゃうと思いますが、これに対するご見解はいかがでしょう。

○ 職員課長

第7条で言っておりますのは、内部の牽制体制というのは確かにその言葉から見ますと今の意味というのが出てくるかもしれませんが、私どもは一連の起きております不祥事が、先ほど申しましたが、1人にすべてが集中する形で行われていた、チェック体制がなされてなかった、そういったこともあるものですから、そういった教訓を踏まえた中で、それぞれが自分の役割、あるいはまた事務処理要領等も定められておりますので、そういったものの原点に立ち返りまして、どういった方法がいいのか、そういったことをみずからの中で考える中でそれぞれが必要な役割を果たすと。そういった中でそういった体制ができるというふうに考えておりまして、そういったものから当然逸脱したものとなりますと、一般的には所属長がきちっと状況等把握する中で、それぞれの統一的な扱い等もありますので、一部書いておりますように、この中で服務管理責任者会議等の設置をしておりますので、そういった中でも統一的な扱いを考えてまいりたいと、そんなふうに考えております。

○ 横田委員

例えばですね、一番その端緒を発見するのは、同僚が、ちょっとあいつがおかしいぞというような部分から聞こえてくるのかなと思います。いずれにしても、そういった報告をちゅうちょなく上げさせる、あるいは上げたのを速やかに処理していくという体制がきちっとしなければ、報告自体が上がってこないのかなと思いますので、今後そういう細かい部分については、もちろん先ほどの話の中のマニュアル等々で決めていくのかなと思いますので、その辺をひとつしっかりしたものをよろしくお願いしたいと思います。

次は、国の倫理規程、倫理法といいましょか、倫理規程では、利害関係者からの5,000円を超える金額については報告をしなさい、裏返すと5,000円以内ではいいよということですね。それから、2万円を超えると公開の対象と

ということになっておりますが、当市の規程では金額は一切うたっておりませんが、これには極端な話100円200円でもということでしょうか。

○職員課長

国の方では今委員おっしゃるような形で報告なり、あるいは公開ということが義務づけられておりますけれども、私ども小樽市としましては、極端なことを言いますと、第9条でそういった意味での贈与を禁止しているものですから、金額でいうと100円200円というのが果たしてあるのかは別としましてですね、そういったものの贈与があれば当然この規程に違反するという形になっております。

○横田委員

まさしく100円200円というお話が出ましたが、会食あるいはコーヒー等を飲みながら話すというのは、情報収集の上では非常にコミュニケーションを図る有効な手段ではないかなと思いますので、余り規制を重ねますと萎縮しちゃうのかなというような気がしますが、そういうお話ですので、それはそれでよいかなと思いますが、さらにですね、今非常に厳しいお話でしたが、逆に国の規程では利害関係者からの香典も含めて、せんべつ、それから祝儀、供花などは一切受けないとしておりますが、本市の規程では、第9条の第2項ですか、儀礼の範囲内と認められる香典、見舞金は除くとなっておりますが、この辺のご見解を。

○職員課長

確かに国の方では香典、見舞金等も含めたすべてが禁止されています。ただ、本市の場合でいいますと、香典あるいはまた供花等につきましては、受け付け等で直接本人が目にしなくて受け取るものともありまして、実質これらのものも禁止をするということになりますと、その後から返しにいかなくてはいけないという現実的な問題も出てくるということで、私どもの中では、そういったものでこの規程が守られるためには、そういったことも含めて実効性があるといえますか、守れるものにしていきたいというふうに思っておりまして、社会通念上起こり得る香典と見舞金については、見舞品あるいは供花、供物等も含めて儀礼の範囲内ということで、この禁止行為からは外しておりますけれども、これはあくまでも儀礼の範囲内ということですので、それを大幅に逸脱するものについては当然これらのものの禁止行為の中に該当するというふうに思っておりますけれども、そんな形で規程の中では織り込んだということでございます。これは国にない部分です。

○横田委員

なかなか社会通念上という概念が難しいのかなと。香典が1万ならいいけど2万なら多いのかな、あるいは3万ならというか、その辺もなかなか難しい部分があるかなと思いますが、それも細かい部分で今後の課題になってくるかなと思います。

それから、具体的な部分でもう1点、第9条の1項の3号ですか、遊戯、あとスポーツというふうになっておりますが、国はゴルフに絞って、あるいは遊戯は入ってます。スポーツの分野ではゴルフに関してはですね、今までのいろんなゴルフ途中で密談等々があって、ゴルフはまずいということになったんだと思いますが、この種の規程、スポーツ全般となっております。これなかなかちょっと厳し過ぎるのかなと。利害関係者がですね、例えばバスケットやるかというのも余り想定できませんし、どうなんだろうかね、その辺がちょっと私読んでてなかなか難しい部分かなと思いますが、例えば割り勘でゴルフするだとか、景品持ち寄ってマージャンをやるだとか、この辺について、これもマニュアル等で今後詳しく説明されるのでしょうかけれども、今もしお腹づもりがあればお示ししたいと思います。

○職員課長

基本的には、利害関係者とだけですね、今のような例えばゴルフであるとか、あるいはまたマージャン、そういったものを行うということに対して私どもは禁止事項ということで考えております。ですから、そういったものからしますと、市民の方から見て不信や疑惑を招かれないような、いろいろなやり方があると思いますけれども、

利害関係者だけということになりますと、今委員おっしゃるようなゴルフであるとか、あるいはまたマージャン等、そういったものについてはこの規程の対象内ということになって、当然禁止行為というふうになりますけれども、そのようなものが、今言いました市民から見て疑惑なりあるいは不信を抱かれない、非常にたくさんの大会であるとか、利害関係者ではない人たちが集まる中での行為ということになりますと、またそれらのものは、ある意味であれば、それらのものは禁止行為からは外れていくというふうには考えてございます。

○横田委員

ゴルフのコンペになりますと利害関係者がどこかあっちこっちにいて、その辺の仕切りをどうするのかなという部分が難しいかなと思いますが、まあ余り細かいことで追及してもあれですが。

最後になりますが、この不祥事等の再発防止のための具体的な、これは管理規程みたいなものですね、はっきり言いまして。やってはだめだ云々ということですので。これからマニュアル等々つくるということでございますが、その進捗の管理だとかそういった、例えば道にこんなものもあります。不祥事の再発防止のための改善プログラムの推進状況ということで、各年度ごとにこんなことをやって、こうやった、こんなことをやった、そういったものがございまして、そういったものを策定されることはお考えでしょうか。

○職員課長

道の方では今委員がおっしゃるような形で再発防止に向けました具体的なプログラムということで策定したということは聞いておりますけれども、私ども小樽市におきましては、今つくりました倫理規程を全職員に配付したいというふうに考えておりまして、そういった中で本人への自覚を促していったり、さらにまた、それを使いまして課長職を中心としまして職場での議論あるいはまた管理職への研修、そういったものを含めてこの倫理規程を運用していきたいというふうに考えておりまして、あとは、さらに今現在、特別調査チームでいろいろと調査していることもありますので、そういったものもまたまとまり次第、今のものも含めて実効性のあるものにしていきたいというふうに思っておりますけれども、道のような形で何年にどういったものをする、それから、こういった対策をとるということではなくて、今申しましたような、当面やる中でこの倫理規程の考え方あるいは取り扱いを職員に周知してまいりたいと、そんなふうに考えております。

○横田委員

その道のプログラムの中には、例えば抜き打ち検査というんでしょうか、検査するよといってよくやりますが、そうではなくて、いわゆる抜き打ち的な検査をやるんだとか、あるいは、空出張等が問題になってましたので、航空機の半券を必ず捨てずに提出させるんだとか、細かい具体的なこともやっているようです。

先ほど申しましたが、余り縛りつけますと逆に萎縮するという部分もございまして、また、それをしないと不祥事も発生するという、非常にこれも微妙な部分だと思いますが、今後またマニュアルですか、職員に全部配るということですので、どういうものができてくるか関心を持っております。

また、内部だけでこういうことをやってるんだということだけでなく、ここに書いてあります利害関係者向けといましようか、外部向けにもですね、小樽市はこういう規程をつくっているから、例えば、先ほど出ましたゴルフは一緒にできませんだとか言いやすい体制、断りやすいというんでしょうかね、こういうことをやっているんだというような部分も告知する必要があるのではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○総務部長

いろいろご質問あったわけですが、この倫理規程そのものの目的は、やはり職員個々の公務員としての自覚を促そうということが一番の目的でございまして、そういう中であって、我々はもともと地方公務員法というそういう法のもとでの仕事をしているわけですが、さらにこの倫理規程を設けたというのは、今職員課長の方からする説明あった内容のとおりでございます。

一番考えておりますのは、やはり職場での、いわゆる職員同士のコミュニケーションを図る、そういうことが大

事だと思っております、お互いに何でも話し合える、いわゆる相談し合える雰囲気づくりというか、そういうものを目指したいというふうに思っております、そういう中から、お互いに仕事をし合う中で、いろんな疑問点だとか、そういう指導・相談もされというものが出てくると思いますので、そういう形のものをつくり出していこうということ、それから、職員ですね、先ほどもご説明しておりますとおり、1人に仕事が集中されていくのは非常にこれはよくない形だと思っておりますので、やはり1人がいない場合には別の人もできるんだというような、そういうお互いの仕事のチェックのし合いといいますか、担当を賄っていけるような、そういう雰囲気づくりをしなければならないと思っております。

そういう中で、何とか係内だとか課内もいろんな協力態勢をとっていく中で、やはり一番求めたのは職場長といえますか、その課長職の綿密なそういう指導だとか、そういうチェックも必要だということをこの倫理規程の中であるうたったわけです。

そういうことで、いろいろ私どもこの倫理規程をつくる中で一番注意しましたのは、やはり市職員というのはどうしても市民と、いわゆる関係業者との密接なつながりがあって仕事が進んでいくということもあるわけでありまして、余り、確かにご心配されるように、極端な牽制をしては仕事がスムーズにいかないという部分もありますので、そこはいろいろと我々配慮をしなければならないということで苦労したところでありまして、そういう中でも、特に、例えば私的な関係だとか、あるいは親族関係だとか、いろんな内部での会話とかそういうつながり、接触があるわけですので、そういう面ではなるべく柔軟な態勢はとれるようにしていったということを考えていったわけです。

当然こういう市の職員にいろんな規制だとかいうものが加わってくると、やはり対市民側からも非常に従来になような対応も生じてくるということが考えられますので、この辺についても十分に市民の方々や業界の方々にもわかってもらえるような、こういうことでの周知を図れるようなことを機会を見てやっていきたいというふうに思っております。

○横田委員

この規程は非常にいい規程だというふうに我々理解してますので、よろしくお願いします。

○横田委員

独身寮の閉鎖について

あと、行革の方の8の中に独身寮の閉鎖が出てまいりました。これは新光一丁目の方にあったと思いますが、昨年ですか、昨年7月から閉鎖になったということですが、あれはどうか、今後どういうふうになるのかというような市民からの問い合わせもあったんですが。

○契約管財課長

独身寮の後の建物と土地があるわけですが、先ほど北野委員の方のご質問にもお答えしたところですが、あの後ずっとあいております。というのは、この後、行政目的に使い道があるかどうか、それを他部局等の方にも照会しながら今検討しているところです。今後どうするかについてはまだ結論出ておりませんが、今検討中ということでご理解いただきたいと思います。

○横田委員

もう1年間放置というか、周りの人から見て放置状態になっておりますので、何らかの方向性でも出していかなければならないと思います。

○横田委員

日の丸・君が代について

私の方の最後になりますが、日の丸・君が代に関して、予算委員会でも我が党の委員が随分質問しましたので差し控えたいと思ったんですが、先ほど共産党さんと民主党さんの方からいろいろ意見がありまして、また我が党は

違う立場をとっておりますので、なかなかかみあうことがないんですが、1つ、学習指導要領、法といいましょうかね、これを当然守らなければならない立場に教職員もおるわけですが、私はよくわかりませんが、悪法また法なりという理論があるそうで、厳然としてあるものにはですね、例えば内容が気に食わないから従いたくないということを書いてしまっただけはルールがなくなってしまうのではないかなと思います。

法律が悪ければ、それをまた違う方法で直していかなければならないと思いますが、どうでしょうか、教職員の皆様はこの学習指導要領に当然従わなければならない義務があると思いますが、それを履行しなさいということが先ほどの話では強制になるのではないかということでしたが、もう一度。

○学校教育部長

学習指導要領と教職員の責務の関係、そういうとらえ方でお答え申し上げます。

これは去年の8月に国会における文部大臣の答弁なんですけれども、これをまずご紹介させていただきます。

「教員は、関係の法令や上司の職務上の命令に従って児童・生徒に対し教育指導を行わなければならない立場にあるわけでありまして、各学校におきましては、法規としての性質を有する学習指導要領を基準として校長が教育課程を編成し、これに基づいて教員は国旗国歌に関する指導を含め教育指導を実施するという職務上の責務を負うものである」、こういう答弁をしておりますので、このように考えております。

○横田委員

指導要領にはですね、先ほど何年生の音楽の時間で教えなさいよ、社会科の時間で教えなさいよということになっておりますので、それを忠実に履行させるのは、私あるいは我が党は全く強制ではないと思っておりますので、学校現場でひとつ誠実に教えていただきたいと思います。

もう1点、新谷委員の方からの質問で子供の権利条約のお話が出ました。私がちょっとわからない部分ですので聞いていただきたいんですが、学校の現場でですね、東京の国立事件なんかもありましたが、子供たち、児童たちからですね、君が代を歌いたくない、国旗を掲げてほしくない、そういった要望は実際あるんですか。

○指導室長

学校の中で子供たちからそういう意見を聞いたということも伺っておりませんし、学校の方では、子供たちに理解が十分でない場合には、学習指導要領に基づきまして、その理解が深まるよう指導に努めることが必要であろうと考えております。

○横田委員

先生方の中にもですね、先ほど議論の中で、賛成、反対、国を二分していると言いましたが、今オリンピックで同じ国旗を振って君が代を歌って感動している状況を見ますと、半々とは私は到底思いません。2割、8割ぐらい、肯定8割、否定2割だと思いますが、そうした中で先生方の中にも当然教えたいと、私は音楽の先生なんだけど、君が代を教えたい、また社会科の先生が国旗についていろいろ教えたいと思ってもですね、現場の中で、例えば音楽室で君が代、ポロポロンとピアノを弾いたらですね、何だということになるのではないかと。私はそういう危惧をしているんですが、その辺はどうでしょうか。

○指導室長

学校における実態についてでありますけれども、学校の中でそれぞれの教職員にかかわっては、その判断の違うところもあるかと思いますけれども、現在、国旗国歌法が制定され、学習指導要領に基づいて、校長を中心にして話し合いを進めているところですので、その理解を深め、さらに授業において適切に指導されるようになるようにということで期待いたしております。

○横田委員

最後ですが、今ほど申しましたように、賛成、反対、もちろんおられますが、賛成の方が私は多いと思ってます。父母の中にもですね、多分、どうして子供に君が代を教えてくれないんだと、国旗について指導してくれないんだ

という父母が現実には私にいるのかなと思ってますが、そういう方たちですね、今の状況ですと教えてないという状況ですので、これを例えば学校現場あるいは教育委員会に来た場合、どうお答えするつもりでしょうか。

○指導室長

父母の方にもいろんな考えがあろうかと思いますが、それぞれの立場についてはそれぞれの考えとしましても、基本的な私どもの押さえとしましては、国旗及び国歌に関する法律が制定されておりますし、また学習指導要領において、21世紀に生きる日本人としてふさわしい資質を身につけるための基礎・基本であるということで位置づけられておりますので、そういう方向で指導を続けてまいりたいと思っております。

○横田委員

終わります。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後4時54分

再開 午後5時50分

○委員長

会議を再開いたします。

これより一括討論に入ります。

共産党、新谷委員。

○新谷委員

陳情第41号については採択を主張いたします。

この案件については、PTAが10数年も安全な通学路対策を求めて、その対策を要請しています。通学中の生徒がスリップした車に巻き込まれたり、あるいは民家に車が飛び込んだりして非常に危険な状態にあります。安心して通学できない上、民家にも不安ですから、冬はすぐ来ます。大事故に至らない前に一刻も早く要望項目に沿って通学道路の改善をすべきです。ですから、これは願意妥当、採択を主張いたします。

その他継続案件については、願意妥当、採択を主張します。詳しくは本会議で討論をしたいと思います。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次採決いたします。

まず、陳情第1号について採決をいたします。

採択と決定することに賛成の諸君のご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長

起立少数。

よって、不採択と決定いたしました。

次に、陳情第2号、第30号、第41号について、一括採決をいたします。

継続審査と決定することに賛成の方のご起立をお願いします。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の案件について、一括採決いたします。

お諮りをいたします。議案は可決、請願は採択とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。